

(第一類 第八號)

衆議院 第九十四回国会 農林水産委員会

錄第九号

二三八

併、これは基本理念から当を得たところの合併であるかどうか、長官の考え方をお伺いしたいと思います。

○中曾根國務大臣 本件は、両方が畑作関係の仕事をしていらっしゃるということ、それから価格調整、輸入物品その他に対する調整作業の仕事が大きい、そういう共通点を求めるとして一括まとめてたという考え方方に立っておられます。

○松沢委員 長官も群馬県の御出身でありますて、生糸、養蚕、そういうことについては大変明るいと思います。そういうことでお聞きしたいわけであります、確かに畑作と言えども言えるわけでありますけれども、てん菜やあるいはまたサトウキビというのはそれがすぐ砂糖になるわけでありますし、生糸の場合におきましては桑をつくつて、そして蚕という動物を媒体としながら製品をつくっていく、そういう意味からしますと、桑だけの部分は畑作であるかもしませんけれども、大変性質が違っているじゃないか。

それからもう一つの問題は、何しろ両方の事業団の関係しているところの地域が重複していないわけなんでありまして、てん菜は北海道、そしてサトウキビは鹿児島、沖縄、こういう状況であります。養蚕の場合におきましては、長官の群馬県を中心いたしました本州ということになるわけであります。そういう点におきましてはやはり大きな違いというのがあるわけであります。

あるいはまた調整の面にいたしましても、砂糖の場合においては三分の二以上が外国依存という状況でござりますし、生糸の場合におきましては、御承知のように、いままでは日本が世界一の輸出国であったわけであります。それが、戦後養蚕がだんだんと落ち込んでまいりまして、そしていま三割ぐらいが輸入に依存して、あとは国内産で調整をやっていく、こういう状況になつてゐる

わけなんであります。

それから、資金の面におきましても、日本蚕糸事業団は出資金で運営が行われている、一方、糖価安定事業団は補助金と交付金を中心にして運営が行われている、こういうようなことでござりますから、業務の内容というのも非常に専門的であります。

しかも、場所の面からいたしましても、砂糖の場合におきましては、外国から入ってくるところの港がたくさんございますし、あるいは南北相当離れておりますので、そういう意味におきましてやはり事務所の数も相当たくさん置かなければならぬ。そういう点からいくと、生糸の場合におきましては横浜と神戸に地方の事務所があれば結構、こういうことになりますので、それは烟からとののだからと簡単に割り切るわけにはいかないのじやないかと私は思うわけなんであります。

そしてまた、関係者が違つてゐるわけでありますから、合併いたしましても経理区分というものを明確にしていかなければなりません。どんぶり勘定ではとてもだめなんでござりますから、こういうようなことを考へた場合におきまして、これは合併して今までどおりの事業団と同じ仕事をやつしていくということならば、単なる数合わせであります。

○中曾根國務大臣 確かに、松沢さんのおっしゃるようになじみにくい点もあると思います。あると思いますが、行政改革をやって冗費を浮かし、人員を節減する。そういう大目的のためには、この際、そういうなじみにくいところがまんしていただいて、小異を捨てて大同につくという大乗的精神でひとつ御勘弁願いたいと思っておる次第でございます。なじみにくい点は内部におきまして、いろいろ調整を行いまして、円滑に行われるよう今後努力してまいりたいと思う次第でござい

ます。

○松沢委員 そこで、内部において調整をやつてこれから円滑な運営をやつていきたとおっしゃるわけであります。はつきり申し上げますけれども、どういう調整をやっていくのであるか。これはもうどんぶり勘定でやられたらまたものではない、そういう意見というのもまたあるわけあります。

ありますから、長官の言われるよう大局的な

見地に立つても、大体、合併すること自体が無理なものはどうしても一緒にさせる、簡単に申し上

げますならば、結婚したくないというのをどうし

ても結婚させる、だけれども当分の間は別居だ、

また同居しても財布は母ちゃんと父ちゃん別々に

やつていかなければならぬということになれば、

円滑にいく道理はないのじやないかと思うので

す。幾ら小さい事業団でも、たとえば蚕糸の場合においては三十数人の職員の方々、あるいはまた

糖価の場合においては九十数人の方々、これは事

業団という面からするとなるほど小さい事業団で

あるかもしませんけれども、歴史的に見まする

ならば、今日まで大きな役割りを果たしてきて

るわけなんであります。だから、小さいから合併

をさせるという考え方が間違つてゐるのじやない

かと私は思うわけがありますが、再度長官の御意

見を聞きたいと思います。

○中曾根國務大臣 必ずしも大きい小さいといふ考え方でやつたのではございません。やはり調整

作業という共通点におきまして非常に類似した点

がござりますし、機能的にも同一の点もございま

す。そういう面から、この際は、不適合の点も多

少ございましょうが、大きい改革という目的の大

きさであります。だからまた、仮に理事になりになつたとし

て、三年間の任期が終わつて再任されて、そし

て六年目にやめてまた別な特殊法人に渡つてい

く、こういうようなことが繰り返されてきてい

る。こういうものは全くむだなんじやないかとい

う強い批判が国民の間にあるわけなんであります。

要するに、この事業団が合併いたしまして

は削減するけれども、必要なものはむしろまた拡充強化をする、これが行革の一つの目的にならなければならぬ、こんなぐあいに実は考えている

といふのはないわけなんです。だから私は、この二つの事業団だけではございませんけれども、特殊法人の役員の天下りあるいは渡り鳥、こう言われているところに行革としてはどうメスを入れられるのか、その点をお伺いいたしたいと思うわけ

なんであります。

そこで、いまむしろ国民の方から行政に対する批判が出ているということは、事業団なんかを例にとりますならば、いわゆる官庁出身の理事、言われておりますところの天下りあるいはまた渡り鳥、こういう非常に悪評の高い人事の面について批判が出ているのじやないか。今回の統合の面におきましても、三人は減りますけれども、それ以上は減らぬわけなんであります。この事業団の理事は、蚕糸の方は民間がおられますけれども、ほとんどが官庁出身、しかもその官庁というのがちとんどが官庁出身、しかもその官庁というのがちやんと、やはり歴史的に、このポストのところは大蔵省、このポストのところは農林省、こういうぐあいに固定化しているという面があるわけなんであります。

そして、その月額報酬にいたしましても批判さ

れてゐるわけなんであります。しかし、それは社

会的な地位、社会的活動という面からして、そこ

まで私は追及いたしませんけれども、退職金の場

合なんか、官庁から退職されるときにおきまして

すでに多額の退職金というものを取つておられる

わけなんであります。それがこの事業団の役員に就任されるということになりますと、一ヶ月で大

きましては、メリット、デメリットを考えた場合においては、メリットの方はほとんどのいいじやない

いからと思われるわけであります、この点につい

ては一体どうお考えになりますか。

○中曾根國務大臣 確かに、松沢さんのおっしゃ

るようになじみにくい点もあると思います。ある

と思いますが、行政改革をやって冗費を浮かし、人員を節減する。そういう大目的のためには、こ

の際、そういうなじみにくいところがまんして

いただいて、小異を捨てて大同につくという大乗

的精神でひとつ御勘弁願いたいと思っておる次第でございます。

○松沢委員 私たちは決して行革に反対と

いうわけじやないわけなんであります、やはり

いふべきは全くむだなんじやないかとい

う強い批判が国民党の間にあるわけなんであります。

要するに、この事業団が合併いたしまして

渡りという役員の異動あるいは在職年あるいは退職金等につきまして、今まで閣議決定等におきまして御期待に沿うようにいろいろ規制し監督してきましたところでございます。まだ十分とは言いませんが、近年はかなりその線に沿いましていませんが、必ずしもその線に沿いましていませんが、年齢にいたしましたところでございます。おつしやいましたように月給の三六%掛ける在職月数、これは民間準拠といふことで、民間の状況を調べまして、それに合わせるようにしたわけでございます。

そして、その月額報酬にいたしましても批判されているわけなんであります。しかし、それは社会的な地位、社会的活動という面からして、そこまで私は追及いたしませんけれども、退職金の場合なんか、官庁から退職されるときにおきましてすでに多額の退職金というものを取つておられるわけなんであります。それがこの事業団の役員に就任されるということになりますと、一ヶ月で大きましては、メリットの方はほとんどのいいじやないからと思われるわけであります、この点については一体どうお考えになりますか。

○中曾根國務大臣 確かに、松沢さんのおっしゃるようになじみにくい点もあると思います。ある

と思いますが、行政改革をやって冗費を浮かし、人員を節減する。そういう大目的のためには、こ

の際、そういうなじみにくいところがまんして

いただいて、小異を捨てて大同につくという大乗

精神でひとつ御勘弁願いたいと思っておる次第でございます。

なじみにくい点は内部におきまして、やはり

いふべきは全くむだなんじやないかとい

う強い批判が国民党の間にあるわけなんであります。

要するに、この事業団が合併いたしまして

補助金と政権政党の関係等につきまして、すでに

一冊の本にまとまつてあるものもございます。

あるいはまた、新聞などを通じまして、その政権党の政治家と補助金の関係、いろいろ批判が出てお

ります。そういう点はやはり十分に癒着関係を断

はりわが省の任務と申しますか行政目的と申しますか、それを十分に果たし得るような形においてあらゆる手法をこらして、そうして農林水産省としての行政改革の具体案をつくっていきたい、こういうことで、いまその手法をどういたしたら一番いいのか、そういうことを検討に入らしておるところでございます。

が行わるるということではないかと思うのですが、農政、広く農林水産という政治について、ほかの政治との優先順位をどういうふうにあなたはお考えになつてあるか、それをひとつ伺います。

○中曾根国務大臣 私は率直に申して、亀岡大臣の顔を見ると憂うつになることが多いのです。それは閣議でもこの行革の問題が出ますと、農水閣係の上層の重臣先生（ノゾム）危惧（あやし）いざこ

とかという数字は言わなかつたと思う、何かの間違ひじゃないか、私は總理のそばにいたけれども、私の聞いた範囲ではそういうことは余り記憶がない、そういうことを言つておりました。そういう数字がどうして出たか、私も不思議に思つておるところでありまして、現在臨時行政調査会でそういうキーポイントをいろいろ論議しようとしている二月二日、文部省若狭二

ということを農林水産省もここで説明したわけですね。ところが乳価据え置きで決まった後になつてきたり、実はそんには余つていないのでとうとうなことがわかつてくる。乳製品会社の倉庫はそんなに余つてないのだ、こういうわけです。だからそうなると酪農民は、じゃ一體われわれはごまかされたのじゃないか、だまされてああいうへんこし居る、重きづけなかつてよ

農林水産行政の目的を果たしてまいりますために、いろいろな予算項目におきましても重要な度合いというものがあることは私ども十分承知いたしておりますので、やはり農林水産行政を円滑に効率よく効果的に、しかも農林漁民の積極的な生産意欲を維持し向上してまいりことのできるような形におさめていきたい、こう考えております。

僕の仕事の重要性をしにしに大説されておられたる。確かにほかの補助金に比べまして農水省関係の補助金というのは、生活に直結する、あるいは生産に直結する、家計と非常に密接に深い部分がございまして、ほかの工業関係その他と違う性格があるわけであります。それを抱えておられる大臣でありますから、行革というもののでいぶん心がなすつておられるなど、こうことを伺いまして要

○安井委員　ただその八ないし一〇%というのは
どの新聞もみんな同じなんですね。見出しへもな
っています。それだけに気にかつたものですから
お尋ねであります。

もうた孚信揚げ置きの状態のままされたのではなか
いか、そういうような鋭い反論が出ているわけで
す。もうかんかんになっていますね。

ですから、このあり方をストレートに結びつけ
てはあるいはまずいかもしれませんけれども、そ
ういうような財界への不信感もあるわけです。と
ころが財界主導型の行革というような印象を受け
ている今、今の動きとそれが結びついてくるわざで

○安井委員 もうまさに政府の優等生みたいな御答弁なんですが、余り自分の役所のことをかばつたりするようならおまえ首にするぞと言わんばかりの鈴木総理大臣の政治生命のかけ方だそうですから、そういうことの影響があるのかどうか知りませんけれども、しかし現実に問題は優等生的な

うつになるわけであります。しかし、私もその御心地には非常に共鳴いたしまして、そういう特殊性をよくわきまえながら冗費を思い切って切っていかなければならぬ、そう考えているところであります。農水省関係の経費とほかの各省の経費との軽重を私ここで申し上げるわけにはまいりませ

○中曾根國務大臣 最近、過保護農政という言葉を財界は盛んに使
ておられます。そのことについて中曾根長官はどうお考えですか。

す。ですから、行革というのはあくまで国民のための行革ですから、私たちが國民行革と言つていいそれでなければならぬと思いますよ。その点を中曾根長官は明確にしながら今後の対応が必要であり、きわめて深刻な状態にある農政の状態を十分に含んだ対応というものをしていただかなければ

答弁だけで過ぎていけるのかどうか、そういう段階にだんだん行きつつあるように思いますよ。その点を私はひとつ大臣に注意を喚起しておきたいと思います。

○安井委員 けさの新聞では、昨日鈴木総理は自らもみんな同じように大事であると思っておりま
す。おりますけれども、そういう性格の相違とい
うものは私は認識しているつもりであります。

○ 安井委員 言葉ではいろいろ出るのですけれども、最近財界が農業に関する提言を相次いで出している方々、そういう方々から耳にしておるところであります。

ばならぬのではないかと思ひます。どうですか。
○中曾根国務大臣 財界が行革をやつてゐるので
はありません。政府と国会が行革をやらんとして
おるのであります。これははつきりと確立してお

やはり食糧の自給率をいかに確保するかということ、それをどうして向上するのかということが、これはエネルギーの問題とともに日本の政治の大きな焦点になってきていると私は思います。ですから、農林水産省の仕事をただいいかげんに守つていればいいというのではなくに、国の政治全体における農政の位置づけというものをやはり農林水産大臣としてもう少し明確に打ち出していただきたい、そう思うわけであります。そのことを、これはまだ問題が突き詰まつたわけでも何でもありませんから、これから段階にひとつ期待しておきたいと思います。

民党の国対関係の会議に出で、各省は大蔵省の査定前に省庁ごとに八ないし一〇%みずから削減するようにというような言いの方をしていました。各省のを応分、平均、公平に切らなければならぬとということを改めて強調した、こういうふうなあれになつておられます。八ないし一〇%といふ言い方、それからまたこの総理の考え方方は行管長官と御相談済みだと思うのですが、これはもう少し内容についてお話ししていただきたいと思います。

○中曾根國務大臣 どうしてそういう数字が出たか私わかりません。総理とそんな数字の話なんかまだしておりません。けさもわれわれの朝飯会で民対副委員長に聞きましたら、総理は八とか一〇

ているわけです。御承知のとおり経團連も日経連も、その他も、その他のどもですね。そういう中で具体的に過保護農政という言葉を使っている。あちこちにある、ということは問題を分散するような御答弁で、されども、実際集中的にいま出ているのは財界ではないか、私はそう思います。そのことが、農業に關係のある団体や農民の間では、これが行革というようなものとどう結びついてくるのかという心配を持つておられるわけであります。

たとえば三月の末に乳価が決定されました。ところが、その乳価は四年間据え置きになつたわけですが、その根拠には乳製品が、バターや脱脂粉乳などが在庫がふえていて半年分も余つておる、そういうような状況で乳価を上げるわけにいかぬ

りますし、今後もそういう気構えで参ります。むろんこれは国民行革である、安井さんおっしゃるよう私らも共鳴しているところで、きのうも国会で、一言でどういうことかと言いますから、みんなで行革、みんなで世直し、そういうことを申上げましたが、一財界の意見のみによって左右されるような行革は絶対とりません。今度の臨時行政調査会におきましても、委員構成を見ましては財界関係の方は三人であります。そのほかに地方団体、学者が一人、それから労働関係からお三人、ジャーナリストがお一人、行政経験者が一人、こういうことで、財界の数は九人のうち三人でございます。そういう面から見ましても、これを全国民的な調査会にしようという配慮で各層から

ら傑出した国民的代表の人士を御出馬いただいた
わけでございまして、財界行革などは絶対あり得
ないところであります。

○安井委員 そう言われるけれども、農林水産関
係の人は少ないようですね、専門委員なんかに全
然いないとは言わぬけれども。

私がいま心配なのは、日本の財界がいま非常に
熱心に取り組んでいるのに三つあるわけです。そ
の第一は農業と農政に対する見直しの要求である
と思います。原料のコストをできるだけ安くした
いということ、低成長ですからね。そういうふう
な要求が農林水産に対しても来るのだろうし、それ
からもう一つは国内生産よりも外国から輸入する
ことによる貿易による利益を財界は考へてゐるに
違いない。それからまた労働力の不足に対しては
農業サイドからもう少しはみ出させたい、そいつ
うようなことが一つつの提言の中にあらわにあ
らわれているよう気がするわけです。

それから、財界が熱心な第二の問題は、防衛、
軍事予算の増額ではないかと思ひます。日本經濟
も低成長になつてきて、あとこれから成長産業
といふのは防衛産業だ、そこにはどうもねらいをつ
けていふようで、それが防衛予算の増額といふこ
とにきわめて熱心な態度にあらわれてきているの
ではないかと思います。

第三は行政改革です。小さな政府で国民の負担
を少なくするということは、これはもう国民全体
の要求であります。大企業だとかあるいは資産家がそ
うなわけですね。大体國の予算といふのは、金のある
人から集めたそれを歳入として、金のない人に対
して、比較的弱いところに歳出として予算をまい
はすです。大企業だとかあるいは資産家がそ
うなわけですね。大体國の予算といふのは、金のある
人から集めたそれを歳入として、金のない人に対
して、金のない人の方に、できる限りそれらをう
まく生活が安定できるように使っていくといふの
が。

ところがいまの行革の姿勢というのは、歳出を

減らせ減らせということなんですかね。歳入の

方はそのままにして歳出を減らせ減らせといふこ
とになれば、結局弱い人にはかり鋭く犠牲がいっ
てしまふ、そういうことになるのではないかと私
は思います。それが、本能的にと言つていいかど
うかわかりませんけれども、行革をやれやれと言
う財界の姿勢になつてゐるのではないか。

ですから、この三つ以外はそうでないとは言
いませんけれども、その三つの中に私は農業と行革
と二つ入れたわけですよ。それだけに今度の行革
といふものに、私はいま農林水産委員会の論議の
中にいるものですから、この委員会として大きく
関心を持たざるを得ないということを申し上げて
いるわけであります。

いま大臣は、行革といふのは財界行革じゃない
んだ、本当の国民のための行革だ、そう言われる
が、それでは、財界対してというか、大きな企
業対して税の優遇措置があります。これも補助
金の一種です。これは国税で租税特別措置が
あるわけですが、たとえばグリーンカードに対し
ても、これが完全にできればもつと税金が上がつ
てくるわけですが、資産家にはこれは影響がある
ものですから、これに反対の空気が自民党の中にも
あって、いま動きがあるでしょう。それから、
油危機を切り抜けてきた苦労を政府がいまやらな
ければ、国民に申しわけがないし、政治が動かな
い、そういう段階で、いわんや増税というような
ことを——それをやらずに済ませるという状況で
はなく、そういうような考えに立ちましてこの行
革といふものが進められていると思うのであります。
固定資産税や電気税や、そういうふたよな税の優
遇措置がたくさんあるわけですよ。これは表に出
てあるだけでも一兆円以上になります。私ど
もは試算では、恐らく二兆円を超えるのじゃない
かと思います。

だから、零細な補助金は切るという、その態度
が先ほど来のお話で明らかですけれども、それで
そういう声は財界だけの声じゃなくて、農民の声
でもあり、中小企業者の声でもあり、あるいは源
泉課税で取られているサラリーマンの声でもあ
り、民間全般の声であると私は受けとめておるわ
けなのであります。
そういう考えに立ちまして、いかに公平に犠牲
負担をやっていただくか、各官庁あるいは行政
ベースにおいて、そういうことをわれわれは真剣
に取り組んでやつていかなければならぬと思いま
して、そういう面から、行革はきついことであ
り、われわれみずからが耐え忍ぶことであり、あ
るいは一部国民の皆様方も御苦労願つてがまん
していただかなければできないことである、決し
て甘いことではない。そういう意味において、い
までかりそめにも甘えの構造とか過保護とか、
そういう面があるとすれば、それはこの際思い切
って整理しなければならぬ、そういうものである
と思つておるのであります。

○中曾根國務大臣 石油危機に際しまして、經營
をやつていらっしゃる方々は非常な苦労をなすつ
てきました。そこであります。酪農の農家もあるいは野
菜をやつてゐる農家も、石油が値上げをされ、
といつて野菜や乳価がそう急に上がるわけじやな
し、また工業生産をやつていらっしゃる方々も石
油代金が非常に高くなつて困つた。みんな節約を
したり、株を売つたり、土地を売つたり、あるいは
は夜間作業を延ばしたり、そういう苦労をして、
粒々たる苦労の上に今日切り抜けてきたわけであ
ります。ところが、では政府の方はどうかと見る
と、役人はそう數は減つてゐるわけじやな
し、あるいは今までどおりのうのうとしてやつ
てゐるじゃないか、政府はこの辺で汗を流して國
民と同じ苦労をしろというときに来てまして、いま
の行革といふものが出てきていると思うのであり
ます。

そういう厳粛な、国民が汗を流して苦労して石
油危機を切り抜けてきた苦労を政府がいまやらな
ければ、国民に申しわけがないし、政治が動か
ない、そういう段階で、いわんや増税というような
ことを——それをやらずに済ませるという状況で
はなく、そういうような考えに立ちましてこの行
革といふものが進められていると思うのであります。
固定資産税や電気税や、そういうふたよな税の優
遇措置がたくさんあるわけですよ。これは表に出
てあるだけ節減を行い、冗費を省き、人間を、で
きるだけ少ない人間で効率的に使うという厳粛な
気持ちで立ち上がりなげればならぬと思っておる
のであります。

それで、財界云々と仰せられましたけれども、
そういう声は財界だけの声じゃなくて、農民の声
でもあり、中小企業者の声でもあり、あるいは源
泉課税で取られているサラリーマンの声でもあ
り、民間全般の声であると私は受けとめておるわ
けなのであります。
そういう考えに立ちまして、いかに公平に犠牲
負担をやっていただくか、各官庁あるいは行政
ベースにおいて、そういうことをわれわれは真剣
に取り組んでやつていかなければならぬと思いま
して、そういう面から、行革はきついことであ
り、われわれみずからが耐え忍ぶことであり、あ
るいは一部国民の皆様方も御苦労願つてがまん
していただかなければできないことである、決し
て甘いことではない。そういう意味において、い
までかりそめにも甘えの構造とか過保護とか、
そういう面があるとすれば、それはこの際思い切
って整理しなければならぬ、そういうものである
と思つておるのであります。

○中曾根國務大臣 この点は、大蔵省や専門家が
そういう同じような観点から検討していただいて
おるものであると思うし、第二臨調におきまして
も検討していただけるものであると考えておりま
す。

○安井委員 みんな耐え忍ばなければいかぬとい
うことですから、では税の優遇措置にも切り込み
ますね。どうですか。

○中曾根國務大臣 この点は、大蔵省や専門家が
そういう同じような観点から検討していただいて
おるものであると思うし、第二臨調におきまして
も検討していただけるものであると考えておりま
す。

○安井委員 いざにいたしましても、行政改革
という本来のあり方は、正しい国民のニーズを正
しく受けとめてるべき政治の方向をつくり上げ
ていく、そういう行政のシステムをつくり上げて
いくというのが私は行政改革だと思います。

ところがもういまの場合には、まるで来年の予算
をどうするかというところに矮小化されてきてい
るという感じを受けるわけですが、やはり基本的
な行政改革の方向というものは明確にしながら當
面の課題は解決しなければいけないでしよう。そ
ういうことでいかなければいけないので、財界主
導型というようなそしりを受けないような配慮が
必要なんで、これは本当に財界が自分の税の優遇
措置まで切られると思つたら、あんまりはしゃぎ
ようがないですよ。財界がはしゃいでいるといふ
のは、たとえば農業の農民に對して切り込みをし
て、そちらの方から支出が減れば自分の税金が安
くなる、そういうことで、いま大臣はどこまで本
気で言われているのかわからせんけれども、本
当に財界そのものも大きな血が出るんだといふこ
とを明確にすれば、私は、恐らくあんなはしゃぎ

ようはないと思うのです。その点を私は、きょう大臣がやりますと言うから、それじゃぜひおやりくださいというように申し上げておきたいと思います。

セルフサービスという言葉を大臣はお好きで、アメリカもあるいは英國もそなんだから、日本もそれでやりましようということなんです。しかし、セルフサービスという言葉に連なる私どもの印象としては、どうも力の論理につながつてきやしないかという心配があります。つまり、自分の中には自分でせよ、他人に頼らないで何でも自分でやるようになりますと、自分でもやる力のない人は一体どうなるのかということになるわけです。

日本の農民の全体を見ても、専業農家として農業だけでやれる人は一三、四%しかいないのではありません。そのため、それらの人たちは助けをやるけれども、あと九〇%近くはおまえら勝手にやりなさい、こういうような論理に聞こえてしようがないのです。力のない者はもうしようがないんだということでは困ると思うのですが、その辺をもう少し明確にしていただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 力がないからといってあきらめるのではなくして、力をいかにつくるか、全馬力をいかに發揮させるか、それが政治や行政の要諦ではないかと思います。身障児たちを見まして、普通学級に入れたのがどんなにうれしいか、あるいはリハビリテーションというものは自分の生命力を一〇〇%発揮できるような喜びを与えるものだと考えておりますが、人間の本質にはそういうものがあるのではないかと思うのであります。

農家の経営におきましても、いかに自主、自力、自助、自立でいくかという精神を發揮して喜びを味わう、そういう環境をつくり、そういう手段を講ずるというところに政策の中心があるべきで、困った困ったと言ふからといって何でも母乳を与えるようなやり方でやつたら、これは人間精

神をスポイルすることもありかねないと思うのです。ただし、しばらくの間とか、生産力を上げるには自立できるまでの間、そういうことを目標にしていろいろな施策を講ずるということは十分考えてやるべきであると思いますけれども、何でもかんでもお金や物を与えて助けてやればいいことかということは、人間精神の存在から見てかえって無責任なやり方ではないかと思っております。

○安井委員 その点はもつともだと思われる点もあります。何でもかんでも保護さえすればいいといふものでないことは間違いないと思います。あなたが言われるような考え方で救われる人もあるかもしれませんけれども、そうではなくて、農民が切り捨てという形で切り捨てられてしまう人が同時に出てくるわけです。その中間地帯において、あるいは外見においてたとえ過保護と見られるところがあつたって、切り捨ててしまって、おまえは死んでしまえという人をつくるよりは、若干そこでむだができたって私はしようがないのではないかと思うわけです。

そこでメリットとデメリットを計算する段階に入るとと思うのですが、あなたは、はつきりここから上はセルフサービスで、それから後はと言いますが、しかし、農政の場合には、専業農家はたしか一四%ぐらいしかないのではないですか。ですから、そういうところにセルフサービス、セルフサービスと言わたって、農民全体としては、何だかわれわれは総体的に切り捨てられるのではないかという印象を持たざるを得ないのです。そういう実態をもう少し把握した表現をしてもらいたいと思うのですが、どうですか。

○中曾根国務大臣 やはり政治の基礎には愛情といたものがなければならぬと思いますし、人間存続の根源に立脚した、自然と人間の大道にのつとつたものでなければ長続きはしないと思います。

○田邊委員長 武田一夫君。武田一夫君。

○武田委員 行政改革につきまして二、三御質問を申し上げます。

鈴木総理が高々と吹き鳴らしました行政改革の進軍ラッパ、それが内外ともにオクターブが日増しに高まりつつあるわけあります。首相の行財政改革に政治生命をかけるという発言、並み並みならぬ決意だと私は思うわけですが、歴代の内閣がこの問題に手をかけ、なかなか思うようにいかなかつたとということ、そこにはそれなりの理由、数々の難題があるわけでございまして、こ

を助けていくという考えに立つてやるべきではないかと思います。

○安井委員 あと時間がもうわざかしかありませんから、多くの問題を取り上げるわけにはいかぬわけですが、もう一つ、さっきもお話をあつた公務員の数が多過ぎるという問題です。

いろいろ調べてみると、なるほど国家公務員の基礎からの七十万人ですから、地方公務員の方は三割ふえています。あなたはいつも数字ばかり言ふけれども、ふえているのは三〇%、しかも教育や福祉等であります。国家公務員はふえていないうが、実は数のあれが違うわけで、二百何十万人の公務員は三〇%の増、国家公務員はゼロ、それでやつてはいるということになると、国家公務員はよけい働き過ぎているのじやないです。農林水産省のお役人さんもたくさんおられるけれども、予算は膨大になつていて、人員は同じなんです。だから、なぜそれができかかるかといふと、結局外側に、事業団としても公團にしても、農林水産省の別働隊としての第二農林省ができるからです。それでも足りなくなく、公益法人として財團法人、社団法人がみんなできてるでしょう。そういう形で外延的な広がりの中でやつておるので、本来の国家公務員はふえていないわけですよ。だから、予算、仕事がふえているということを余りおつしやらないで数のことばかりおつしやるものだから、私どもは非常な違和感を覚えるわけですね。何も知らない人たちが大臣のおつしやることなどもつともだということになるのかもしれないのですけれども、そういう事実を踏まえた対応がなされたような考案方はとらざるところであります。あくまでその存在の価値を發揮させる、それ

上げておきたい。

それから、もう時間がないようですから締めくくりますけれども、アメリカの原子力潜水艦の当逃げ事件は、天人ともに許さざる事件だと思います。早く助けに行けばあるいは二人の命が助かっただかもしませんよ。あの助かった人と対話をした人の話を聞きましたけれども、恐ろしく怒っていますね。だから、なぜやらなかつたのかよくわからぬけれども、アメリカの核戦略の中に組み込まれている彼らとしては、そうやすやすと機密情報を漏らすわけにいかぬからやらなかつたに違いないと思います。

いまの日本の行革も、財政再建という重大な問題があるから、こういうことなんですかね、しかし、そういう問題があるからといって見殺しにしてはいかぬですよ。そういう政治の方向は私たちには絶対に困ります。あくまでも財政再建のために思い切つたことをやらなければいけないと思います。私どもも作業を始めました。しかしながら、弱い者をたたき切ればそれで済むのだというのであってはいかぬということを最後に申し上げて終わります。

○田邊委員長 武田一夫君。

○武田委員 行政改革につきまして二、三御質問を申し上げます。

鈴木総理が高々と吹き鳴らしました行政改革の進軍ラッパ、それが内外ともにオクターブが日増しに高まりつつあるわけあります。首相の行財政改革に政治生命をかけるという発言、並み並みならぬ決意だと私は思うわけですが、歴代の内閣がこの問題に手をかけ、なかなか思うようにいかなかつたとということ、そこにはそれなりの理由、数々の難題があるわけでございまして、こ

まづお聞かせ願いたいと思います。

また農林大臣としましては、多くの点で行革の対象になるような、そういうふうに思われている

所轄大臣としましての行革に對しての取り組みの心構えといいますか、どのような態度で臨むか、この点をそれぞれ大臣にお尋ねいたしたいと思います。

○中曾根國務大臣 戰後三十数年たちまして、日本の行政機構あるいは公務員等につきましては非常な功績のあった部面もござりますけれども、特に石油危機前後の高度経済成長のときにおきましてかなりの肥大化が行わられまして、そしてその情勢が余りにもひどくなつてきてると国民の目に映じてゐると思います。それから、八〇年代、九〇年代にわたりまして高齢化社会であるとかあるいは情報化時代であるとか、新しい情勢が幾つも現出しようとしております。これらの過去のこと及び未来のこと等に対処し得るよう、この際行政制度、機能等を改革して、そして国民が納得するような行政体系をつくり、いかなる事態にも新しい時代に即応できるような行政機構体制を整備するというが今日の課題でございまして、この歴史的な大きな使命を抱えまして鈴木内閣は一体になつて異常な決意で臨んで実行していくたいと思ひます。

農林水産省関係の仕事につきましては、先ほど申し上げましたように、日本の社会経済体質の中における農業の特異性、農林水産関係の獨得の性格というものをよくわきまえまして、そして合理的な納得し得るような改革案を実現していくかなればならないと心得ております。

○亀岡國務大臣 先ほど来申し上げておりますおり、行政改革には内閣がすべてをかけてやろうということにいたしておるわけでございますので、農林水産省いたしましても全面的に協力をしてまいる。たゞいまも行管庁長官から申し上げましたように、農業の持つ特異性というものを十分理解した上で筋の通つた改革をやつていいこう、こう仰せられたわけであります、私もそのとおりである、こう確信いたしております。

特に食糧の供給、生産の面から農業の果たしてきた役割り、また果たさなければならない役割

的、自然的な条件の非常に劣悪なもとに經營をしていかなければならぬ、昨年の冷害のごとくすべての努力がゼロになるという、その危険性を持つ農業というものの特性と、いうものを十分理解してから、内閣の意見をうなづいておる、

○武田委員 いままでいろいろ努力をなさりながら行政改革が十二分に目的を果たせなかつた。まあ反面から言えればかけ声倒れになつてきたといふその原因はどこにあつたとお考えでしようか。

○中曾根國務大臣 いろいろ複雑な原因があつて、今まで行政改革が遅々として進まなかつた点もあると思います。やはり国民の皆さんによく御理解いただいて、国民世論として怒濤のようなものが出てこないとなかなかこれはやりにくい。アメリカがばかりで一ヶ月全部に市民委員会ができまして行革を思い切つてやつたことがござりますけれども、それはアメリカ全部に市民委員会ができまして行革を思い切つてやつたことがござりますけれども、それがパックアップしてフレーバー委員会の成案をユールは、臨時行政調査会の委員の皆さんのが主体的にお決めになることで、いまその作業が進行中でございます。ただ政府といたしましては、来年度予算の編成の問題がござりますので、七月半ばごろまでにこの第一次緊急課題に対する御答申、御報告を願つて、それで概算請求そのほか來年度予算編成に影響あらしめよう、そう考えてお願いをしているところでございます。

○武田委員 その中で補助金の一ヶ月カットというようなこと、きょうは八分ないし一〇%ぐらいといふ一つの数字が出ておるわけであります、この一律カットという問題について、たとえば五十五八年度には中間的なものとか、あるいは五十九年度には大規模なものと、段階的に着手するということです。

○武田委員 長官としてはどういうふうに思いますが、この一律カットという問題について今後長官としましては、いま段階的にやつていくようになりますが、五十七年度緊急性の高いものというものの、これは来年度のこととござります。この一律カットという問題について考えなければいけぬ。しかし、中にはそういうふうに言われるようなものもなきにしもあらずではないか、そういうふうに考えております。

○中曾根國務大臣 先ほどお答えいたしましたように、日本農業の独特的社会的体質というものも考えなければいけぬ。しかし、中にはそういうふうに言われるようなものもなきにしもあらずではないか、そういうふうに考えております。

○武田委員 補助金が非常に多く出ているというふうな話はあります、実際に現場の農家の皆さんが補助金で潤つておるよりも、ほかの部

つの大きな団結といいますか、意思の統一の中でやつていく、その政治生命をかけるという一点に欠けていたのではないか、私はこういうふうに思ふ。そういうものがありましたら、ひとつ聞かせていただきたい、こう思うのであります。

○中曾根國務大臣 機構、定員、補助金、すべての問題について、臨調の報告、答申を待つておる状態で、そして、しかも全国の農民、漁民、林業家たちが生産意欲を失わないだけの体制をつくつておられる、もう取り組んでおる、

○武田委員 いままでいろいろ努力をなさりながら行政改革が十二分に目的を果たせなかつた。まあ反面から言えればかけ声倒れになつてきたといふその原因はどこにあつたとお考えでしようか。

そこで、今後の行革に取り組む対応としまして、当面行革の検討課題として取り上げられるものは何か、具体的にひとつお聞かせ願いたい。そして今後の行革のスケジュールといいますか、そういうものもあわせてお尋ねしたいと思うのです。

○中曾根國務大臣 行革の検討課題及びスケジュールは、臨時行政調査会の委員の皆さんのが主体的にお決めになることで、いまその作業が進行中でございます。ただ政府といたしましては、来年度予算の編成の問題がござりますので、七月半ばごろまでにこの第一次緊急課題に対する御答申、御報告を願つて、それで概算請求そのほか來年度予算編成に影響あらしめよう、そう考えてお願いをしているところでございます。

○武田委員 財界あるいはその他種々のところから農業過保護論というものが言われているようですが、長官はこの意見というものにどのような見解をお持ちでございますか。

○中曾根國務大臣 財界から言われてくるよりも、むしろ都市生活者あるいはサラリーマン等々から言われているのが多いのではないかと思います。国会議員さんの中でも、与野党を通じて都会出身者、都会に選挙区を持つておる方々から、どうも農業は過保護だ、もう少し都市政策に重点を置いておる、そういう声をよく耳にするので、むしろ財界というよりもそういう都市生活者やサラリーマンの皆さんから、そういう声が強いのではないかと思つております。

○武田委員 長官としてはどういうふうに思いますが、この一律カットという問題について、たとえば五十五八年度には中間的なものとか、あるいは五十九年度には大規模なものと、段階的に着手するということです。

○中曾根國務大臣 先ほどお答えいたしましたように、日本農業の独特的社会的体質というものも考えなければいけぬ。しかし、中にはそういうふうに言われるようなものもなきにしもあらずではないか、そういうふうに考えております。

○武田委員 補助金が非常に多く出ているというふうな話はあります、実際に現場の農家の皆さんが補助金で潤つておるよりも、ほかの部

分、たとえば土建業者等々が中間的に潤っている方が多いのだというような点。そういう細かい認識の上で——こうした議論があたかも正論のように論ぜられていくということは、農家の皆さん方にとつては非常に心外この上ないことであります。こういうようなことの議論の中は農業に対する補助金の一律カットなどということが安易に行われることは、私は、十分に注意してよく内容をわきまえた上での対応をしなければいけない、とういうふうに思うわけであります。

それについても、臨時行政調査会の委員の名簿等を見ますと、会長以下九人の委員の中には、どうも農業に理解ありそうな方がいそうでいないですね。これは問題だと思うのですよ。日本の基盤産業としましてあらゆる産業の中で重要な部門を占める農業というものを理解し、そこをよくわかる方がこうしたところに名を連ねて意見を十二分に言つて、それを吸収するというようなものでなければ、その調査会等の意見というのもやはりそれなりに十分評価できるものとはならない、こういうふうに私は思うのですが、長官いかがでござりますか。

○中曾根國務大臣 専門委員会というのが実際に案をつくって実質的な活動をする大きな使命を持つておりますが、その中に、農林次官をやり農林中央金庫の理事長をしておつた森本さんが参加されておりますし、また、農業問題の権威者であります鶴園さん、かつて参議院議員で勇名をはせました実力者も御参加になつておりまして、そういう点で農業についてもよく配慮しておるところでございます。

○武田委員 そう言いましても全体で三十名くらいですかいる中に、もつと現場の声をよくつかまえた方が必要じゃなかろうかといふうに私は思つてあります。そういう声が十分に反映したときにこの行政改革の中に実りあるものが出てくる、私はこのように思うわけであります。今後そうしたことのいろいろな不都合が出てこないことを私は期待しているわけであります、時間の

都合でこのくらいにしまして、最後にお尋ねいたしました。

○神田委員 蚕糸砂糖類価格安定期事業団法案の審議に当たりまして、本日特に行政管理庁長官に御出席をいただいておりますので、限られた時間でございますが、二、三御質問をさしていただきたいと思います。

最初にまず、第二次臨調が発足するわけでありますが、この第二次臨調におきまして特に農林省はどのようになっているのか。中央がこういうふうに一律にやるということによつて果たして効果があるもののか。聞くところによると、自治体の中におきましても、六つの県でしたか、自主的にそ

うしたものに対応していくこうといいい傾向があるわけであります。国としましては、そうしたお互い中央、地方あるいは各種団体等との十分な連携の中で効果がある一つの行革というものをなすべきじやなかろうかと私は思うのであります。この点につきまして、まず調整をするといいま

すか、そういうものを統括するようなものが必要でないか。第一次臨調のときにはいろいろと問題がありまして、行政改革推進本部ができる結局は行革を思うように進め得なかつたというようなことがありますから、そういう点での調整機関

お聞きしたいと思います。

○中曾根國務大臣 これは第二次臨調の委員の皆さん、機構や定員あるいは仕事、補助金等について、いろいろこれから御検討になるであろうお互い中央、地方あるいは各種団体等との十分な連携の中で効果がある一つの行革というものをなすべきじやなかろうかと私は思うのであります。

○神田委員 これは第二次臨調の委員の皆さん、機構や定員あるいは仕事、補助金等について、いろいろこれから御検討になるであろうお互い中央、地方あるいは各種団体等との十分な連携の中で効果がある一つの行革というものをなすべきじやなかろうかと私は思うのであります。

○中曾根國務大臣 いま貿易と言われたのか防衛と言われたのかよくわからなかつたのですが、防衛ですか。(神田委員「そうです」と呼ぶ)補助金やら予算を点検するという際には聖域はない、われわれはそう考えております。そしてこの事業費等についてはどういうふうにお考へてござりますか。

○中曾根國務大臣 国と地方との調整につきましては、委員の中に地方制度調査会の会長をしておられました林敬三委員の御参加などで、こういう有力な方々の御発言も効果的に効いてくると思いま

すし、また成案ができました場合には、自治省が中心になりまして地方団体との間でいろいろ調整していくだけである。またその間におきまして、知事会や市町村長会等々からいろいろの意見を徴するとお聞きしたいと思います。

○中曾根國務大臣 いま貿易と言われたのか防衛と言われたのかよくわからなかつたのですが、防衛ですか。(神田委員「そうです」と呼ぶ)補助金やら予算を点検するという際には聖域はない、われわれはそう考えております。そしてこの事業費等についてはどういうふうにお考へてござりますか。

○中曾根國務大臣 非常に現在日本の農業が厳しい状況に置かれおりまして、転作を初めとしまして、農業の再編成といいますか、構造的なものも含めまして再建をしていかなければならない、こういう大事なときであります。特にそういうことから考えますと、第二次臨調で十分審議をされるでありますけれども、農業についての行政のあり方というのはこの際特に慎重に審議をしていただかねばならないというように私ども思つております。

○中曾根國務大臣 いま貿易と言われたのか防衛と言われたのかよくわからなかつたのですが、防衛ですか。(神田委員「そうです」と呼ぶ)補助金やら予算を点検するという際には聖域はない、われわれはそう考えております。そしてこの事業費等についてはどういうふうにお考へてござりますか。

○中曾根國務大臣 補助金につきましてはこれか

ら第二次臨調で論議がされようとしておるところでは、まだ一律カットとか一〇%カットとかいうものは決まったものではございません。

○神田委員 特にわが党いたしましては、一律カットというのは多少問題がある。たとえば防衛費などについてはどういうふうにお考へてござい

ますか。

○中曾根國務大臣 行政改革は幹であり、財政改革はその場合は枝になると想います。今度の法案は、幹の方に当たる行政改革だろうと思ひます。

○神田委員 この行政改革は、機関とかあるいは事業団の合併とかそういうのを行行政監察の対象にしていかなければならぬ。そういうことだけではなくて、一番の問題は、行政の質ということだけではありませんが、幹の方に当たる行政改革だろうと思ひます。

○中曾根國務大臣 事業団の合併とかそういうのを行行政監察の対象にしていかなければならぬ。そういうことだけではありませんが、幹の方に当たる行政改革だろうと思ひます。

○中曾根國務大臣 事業団の合併とかそういうのを行行政監察の対象にしていかなければならぬ。そういうことだけではありませんが、幹の方に当たる行政改革だろうと思ひます。

ければならないというふうに考えておりますが、その点はいかがでございますか。

○中曾根国務大臣 質を重要視するという点については同感でございます。

○神田委員 それではもう一つの問題で、これは前に長官と内閣委員会でいろいろ質疑をさせていただきましたが、たとえば配置転換等の問題があります。この配置転換等の問題は、少しずつは進んでおりますけれども、なおまだ不十分なところが多い。したがいまして、この配置転換等についてもう少し思い切った考え方を出せないかどうか、その辺はいかがでございますか。

○中曾根国務大臣 第二次臨調の結論のぐあいにもよりますけれども、お説は、今後非常に重要視すべき大事な問題になるであろうと思います。

○神田委員 それでは、事業団法の関係につきまして質問をさせていただきますが、二つの事業団を統合してこれを運営するという法案が提出されてまいりました。私どもこの法案を審議して、参考人を呼んでいろいろ話を聞いたのでありますけれども、二つの事業団を一緒にしても本当にそのメリットがあるのだろうかというようなことも問題になつてまいりました。この際、特に両事業団を統合の対象として選択した積極的な意味といふのはどういうことなのでございましょうか。

○中曾根国務大臣 行革を行うために、簡素にして効率的な政府及び政府関係機関を整備する、そ

ういう意味におきまして農林省の関係の方にも御苦労をお願いいたしまして、そしていろいろ選択しました結果、共通点がややあるもの、それは烟作関係ということと調整行為を行っているということ、そういう共通点を求めて御一緒に合併を願つたということでございます。

○神田委員 この両事業団を統合した場合のメリ

ットについては、この前の参考人に対する質疑で

は、当初のメリットというのは余りないというふ

うな意見が大変強かったのであります。関係生産者あるいは関係業界等に与える逆のデメリットの方を非常に心配するわけであります、これらに

ついてはどういうふうにお考えでございますか。

○中曾根国務大臣 いろいろ御批判を聞いておりま

す。メリットの方はそれほど多くないという御批判も部分的には当たっていると思いますが、デメリットという面はそれほどないのでないか。

メソッドとデメリットとプラスマイナスするとメソッドの方が多い、そのように思います。

○神田委員 これから運営の方法でいい方向に出ていけば一番いいわけであります、私ども非

常に心配をしているところもあります。たとえばサービス向上、こういうものが二つの事業団を統合することによって機能の低下がもたらされるお

それはないのかどうか、それから行政サービスの

向上に配慮が必要であるけれども、それらが本

にうまくいくのかどうか、さらにどういう内部組織の再編成を行い、どういうふうな構想でこれを

よう機能的なものにしていこうとするのか、その辺につきましてはどんなふうにお考えでございましょうか。

○中曾根国務大臣 これらは、合併後関係者及び農林省等におきましていろいろ調整して、効率を高めていたぐようにしていくことであろうと思

います。しかし、パークリンソンの法則じゃございませんが、人間や機構は簡素にすればするほど原単位の効果は高まる、そういう要素もなくはない

と思います。

○神田委員 それからもう一つは、統合に伴う職員の処遇の問題についてであります、これは今後いろいろな事業団が統合されていく際に非常に重要な問題になつてくると思うのであります。そ

れで現在、給与体系、勤務条件はこの両事業団そ

れぞれ違うわけであります、統合に当たってはこれらを統一をしていくという方向が当然とられ

るわけであります、どういうふうな形でこれを

調整しようとなさつておるのでありますか。

○佐倉政府委員 ただいまの統合に伴う職員の処遇の問題でございますが、両事業団の給与体系、勤務条件等の労働条件につきましては、両事業団のいままでの経緯にかんがみまして若干の相違が

ます。従来の二つの事業団がそれぞれ業務を遂行し

てあるよう聞いております。統合後、両事業団の

職員がもちろん一体となつて効率的な業務の運営に携わっていく必要があるわけでございますが、

考え方としましてはやはり一本化されることが望

ましいであります。それで、今までの経緯もこれあること

でございますので、いきなり早期に完全な一本化

と聞いておりますが、今後とも話し合いによつて現在両事業団の労使間で話し合いが行われてゐるところを聞いておりますが、今後とも話し合いによつてそういう点を解決していくことが必要かと思いま

す。いずれにしましても、職員の労働条件につきましては事業団当局と職員との話し合いが基本でありますか、このように思つております。

○神田委員 いまのお話ですと、早急に一本化す

るということは非常にむずかしいという話であります。同じ職場に勤いていて従来の経緯から相

当の賃金格差のある中で労働をするということは、労働意欲その他に關しましても非常に問題があ

るというふうに私ども考えておりまして、たと

えば既得権等についてではこれが十分に尊重さ

れることがあります。しかし、パーキンソンの法則じゃございませんが、人間や機構は簡素にすればするほど原単位の効果は高まる、そういう要素もなくはない

と思います。

○神田委員 それからもう一つは、統合に伴う職員の処遇の問題についてであります、これは今後いろいろな事業団が統合されていく際に非常に重要な問題になつてくると思うのであります。そ

れで現在、給与体系、勤務条件はこの両事業団そ

れぞれ違うわけであります、統合に当たっては

これらを統一をしていくという方向が当然とられ

るわけであります、どういうふうな形でこれを

調整しようとなさつておるのでありますか。

○佐倉政府委員 ただいまの統合に伴う職員の処

遇の問題でございますが、両事業団の給与体系、

勤務条件等の労働条件につきましては、両事業団のいままでの経緯にかんがみまして若干の相違が

ます。従来の二つの事業団がそれぞれ業務を遂行し

てあるよう聞いております。統合後、両事業団の

職員がもちろん一体となつて効率的な業務の運営に携わっていく必要があるわけでございますが、

考え方としましてはやはり一本化されることが望

ましいであります。それで、今までの経緯もこれあること

でございますので、いきなり早期に完全な一本化

と聞いておりますが、今後とも話し合いによつて現在両事業団の労使間で話し合いが行われてゐるところを聞いておりますが、今後とも話し合いによつてそういう点を解決していくことが必要かと思いま

す。いずれにしましても、職員の労働条件につきましては事業団当局と職員との話し合いが基本でありますか、このように思つております。

○神田委員 適材適所はそのとおりで結構でござ

いますが、人事の問題もむずかしい問題をたくさ

ん抱えておりますですね。その辺のところはやは

りきちんとした指導の中でこれをやってもらわな

ければならないというように考えております。

それから、いわゆる天下りの問題が出ておりま

すが、これは非常に社会的にも現在強い非難を受

けております。この両事業団の合併に伴いまして

も、相当数の天下りの人事と、いうものがここに見

られており、その点につきましては、それらがやはりい

ろいろ問題になつてゐるというふうに聞いており

ますが、これらの現状はどういうふうになつてお

りますか。

○二瓶政府委員 天下りの現状ということでお

りますが、まず蚕糸関係について申し上げます。

日本蚕糸事業団の役員につきましては、常勤役

員六名おりますが、この中の三名が農林水産省出

身者でございます。あと二名が桑蚕、製糸、それ

ぞの業界から一名ずつ出ております。それから残りの一名でございますが、これが内部登用者と

いうことに相なつております。それから職員の方

でございます。全体で三十五名おるわけでござい

ます。官庁出身者が七名と、いうことでございま

す。このうち出向者が二名。それから部課長、所

長、次長といったいわば管理職ポストでございま

すが、これにつきまして、十三名管理職ポストが

ござりますが、その中で七名が内部登用者とい

うふうに相なつております。

それから糖糸の方の関係でござります。

それが五名が農林水産省出身者、残り

九名が常勤登用者でございます。

一名が内部登用でございます。それから職員の方は九十二名おりますが、官庁出身者が十八名、出向者が六名となつております。また管理職ポストを見ますと、三十名中二十二名が官庁出身者もしくは出向者というような現状に相なつております。

○神田委員　いまの御報告を聞いても、かなりの人数が天下りという形でいるわけであります。

長官に最後にお尋ねをいたしますが、いわゆる天下りの問題は、悪弊といいますか、余りいいものではないという形で現在われわれは考えております。この際、天下り人事を極力排除して思い切って内部登用を図って、名実ともに行政改革の趣旨に沿ったものに運営をすべきだというふうに考えておりますぐれども、今後のこういう全体的な天下りの問題についての方針と決意をお聞かせをいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 全く同感でございます。内閣でもいままでしばしば閣議決定等でその点の努力をしてまいりましたが、今度はさらに一層思い切

○田邊委員長　寺前巖君。
　　つた努力をやつてみたいと思ひます。
○神田委員　終わります。

○寺前委員 増税なしの行革と言われて、国民の間にかなり大々的に行行政改革についての宣伝がな

されたように思うわけです。

解として、昭和五十五年四月一日以後任期を完了した際に、後任を補充しない方法で三年間を目途に三度延べて、ついで二度、寺内は、いつぞ貢の旨、

に実施するということで、特別法人の役員の縮小などについての方針が出されているようです。あ
る、はまご、その後ですが、閣議決定と
いうこと

「公団、事業団等特殊法人の役職員の人事、給与等の適正化」というのが出ております。その前に

は五十二年十二月二十三日閣議決定「特殊法人の役員の選考」という問題など、国民の批判の前に

閣議として態度を示してこられたと思うのです。私はまず最初に行政管理庁長官に、いわゆる天下り規制に関する閣議決定とも言うべき五十四年十二月十八日の「役員選考基準の運用方針」と

○ 佐倉政府委員　ただいま御指摘の閣議決定に基づきまして、特殊法人の役員の関係の問題でござりますが、民間からの登用の推進につきましては、これは俗に言う天下りの規制でございますが、特殊法人の役員総数のうち国家公務員の経験者の割合が、五十五年一月には六〇%であったものが五十六年には五七%に下がっております。それから、これも俗に言う渡り鳥の問題でございまして、あるいはたらい回しと言われているものでございますが、いわゆる転任者の割合、これも五十五年は四%、五十六年は三・五%というふうに若干下がっております。

それから役員の年齢制限の問題でございますが、例外者に該当する者が五十五年は四%であったものが五十六年には二・六%というふうになります。

それから長期留任の問題でございます。これはおおむね六年と一層厳しく運用するということになりますが、例外者の該当でございますが、五十五年八%、五十六年六・五%ということになります。

以上のように、こういう役職員の人事の問題は主務大臣の所管でございまして、統一的な基準につきましては内閣官房の方で取り扱っておりますが、現在、私の手元にあります数字はそのようにあらわれております。

○ 寺前委員　どうも質問しているのが下手なのが、現在、私の手元にあります数字はそのように私が、正確に御理解をいただきたいと思うのです。

私はうまくいっているのかどうかということを聞いたのです。具体的に事実を提起してみたいと思います。

まず、一昨年の十二月に提起された役員の縮減の問題について、幾つかの所管省庁の事業団などの実態を見ました。たとえば科学技術庁、新技術開発事業団というのは、理事は定数四人以内とということに法律でなっています。去年の八月一日付で理事事が欠員になるというので、どうしたのか、今までどおり補充をしてしまいました。国土、建設、通産が関係する地域振興整備公団は、理事の定数は十二名以内ということになつていて、去年の九月十六日付で理事事が二人退任することになつていて、ここでもまたそのまま補充をしてしまった。通産の所管になる日本小型自動車振興会は、理事の定数三人以内、去年の十月一日付でこそでも理事はそのまま補充をしてしまつた。外務、農水、通産の所管する国際協力事業団は、理事の定数は十二名以内と法律でなつていて、ところが去年の七月、二人の退任の補充をそのままやつてしまふ。農水省に直接関係する農用地開発公団は、理事の定数五名以内と法律でなつていて、去年の七月と九月で二人の退任に対し、またそのまま二人の補充をやっておる。

三年を目指として役員の任期を考えれば、去年の役員の切りかえのときには当然考えなければならぬ補充、不補充の問題ではなかつたのでしょうか。にもかかわらずそのまま満杯の補充をやつてしまふ。閣議でわざわざ決めていながら、これではうまくいくっているというふうに挙げることとはできないじやありませんか。管理庁長官、これでうまくいっていると言えるでしょうか。いかがなものでしよう。

○佐倉政府委員　ただいま御指摘の役員の規模の縮減の話でございますが、各省庁ごとに主管法人の常勤役員総数の少なくとも一割を縮減する、こういうふうになつています。先生御指摘のとおり三年間を目途に実施するということございまして、現在この三年間、すなわち五十七年度までに逐次実施していくことになつております。これは各省庁ごとということになつておりますので、各省庁の主管しております特殊法人につきまして二

ておりません。

○寺前委員 私は先ほどからの政府委員の答弁を聞いていたら、全部個々具体的に挙げたことへの答弁になつてない。もう少しまじめに答えていただきたい。

その前の五十二年十二月二十三日の閣議決定では、「特殊法人の役員の選考」という中に「たらい回し的異動は、原則として行わないこと。」といふことを決定している。ところが、それではその閣議決定後にたらい回し的人事はなかつたのだろうかと見直してみました。七八年の六月に、農業者年金基金の理事長から農林漁業金融公庫総裁にかわつた人がちゃんとおるわけです。中野和仁というお方です。それから、七八年六月に、農林中央金庫専務理事から東北開発総裁にかわつた人がおる。それぞれ経歴を見ると、特殊法人の分野だけを見ても、その東北開発の総裁は宇佐美といふお方で、四回かわっている。中野という農林漁業金融公庫の総裁は二回目だ。せつかく原則として行わないといふことを決めていたながら、これは農林も関係がないとは言えない分野だと思うが、この分野において依然としてたらい回しというのか、こういう人事が残つていてる。

私は長官に聞きたいと思うのです。鈴木総理も長官も、行革に真剣に取り組むということをおっしゃる。それをおっしゃる以上は、過去に決めたことは総点検をして、必ずチェックをして、メスを入れて実践するのだ——過去に決めたことをたな上げにして次の方針と言つても、筋は通らないと思うのです。いかがなものでしょう。

○中曾根国務大臣 現在の臨時行政調査会で、これまで見直しが行われるものと期待しております。○寺前委員 見直しは結構ですけれども、決めたことについてやり抜けないようなことでは、だめだと思うのです。

そこで、いまかかっている二事業団の統一の問題ですが、蚕糸事業団は、三十五人の職員で常勤役員が六人もいる。あるいは糖価安定事業団は、九十四人の職員がおつて、常勤役員が六人。両方

合わせたところで、百三十名前後の職員です。常勤役員を減らしたといつても九名だという。非常に高い常勤役員の率ではありませんか。民間会社でこんなに常勤役員を持っているところはそういうのじゃないでしょうか。

しかも、常勤役員が所管をしている仕事を見てみると、その部局の中にはちゃんと部長がおつて、その部長一人に対しても常勤役員一人という関係が確立している。こんな常勤役員の配置といふのはむだじゃないのだろうか。もつと思いつつ見てこの分野についても、単に、総務部門が両方にあつたのを、一つになつたらその分野だけ人數を一人減らすとか、理事長が両方に一人ずつおつたのだから、合わさつたんだから理事長は一人でよろしい、あたりまえの話だけでは、この分野の行政改革は終わりだというわけにはいかないんだろうと私は思うのです。明らかに常勤役員の数は多過ぎるというふうに指摘をせざるを得ないと思つてますが、いかがなものでしよう。

○中曾根国務大臣 私も同感で、どうも役員の数は、いまでも多過ぎるように思います。

○寺前委員 時間が参りましたので、終わります。

○志賀(節)政府委員 お答えいたします。

行政改革そのもの自体は大変大事なことでございまして、私ども農林水産省としては、これに協力をしていくなければならない立場であることは改革は終わりだというわけにはいかないだろうと私は思うのです。明らかに常勤役員の数は多過ぎるというふうに指摘をせざるを得ないと思つてますが、いかがなものでしよう。

○寺前委員 時間が参りましたので、終わります。

第一は、農林水産業は、自然的、社会的、経済的に見て不利な条件に置かれているということ。

それから第二点は、農林業活動を通じて国土の保全や自然環境の確保に寄与しているということ。これも申し上げるまでもございません。また第三

点は、わが国の農林業は諸外国に比べまして零細農業団の統合問題につきまして御質問を申し上げたいと思つております。

農林大臣が所用で席を外しているようでありま

すので、政務次官、かわってひとつよろしくお願ひを申し上げます。

まず、第二次臨調の問題に關連しまして、この第

二次臨調に農林水産省としてはどういふうに對応していくのかということについて御質問を申し上げますが、第二次臨調が発足して、本格的な行

政改革実現のために総理も政治生命をかける、こ

ういうふうに決意をして、秋には行革のための臨時国会も召集するというようなことにもなつてい

るようあります。この行政改革の中で最大の

ガムは農林水産省関係だ、土光会長がこういうふ

うなことも言つております。そして、この行革とそれが、ともすれば、農政批判を強めている

ものではない、ただ、いま申し上げたようなことは当然臨時行政調査会の中で頭に置いて、そして、そういう筋の通った答申のなされることを期待する立場にある。こういうことでございます。

○神田委員 この問題は大変大事な問題になります。ですから、また大臣が出ましたときに改めて大臣の方から御見解をお聞きしたいと思っております。

まず、農林水産省所管の補助金の問題であります。ですが、この補助金の現状というのはどういうふうになっているのか、それから、政策目的として補助金がつけられてきたわけでありますけれども、その政策目的に果たした役割りというのはどういうふうなものなのか、主要なもので結構でございまますから、明らかにしていただきたい。

○渡邊(五)政府委員 御指摘の農林水産省補助金の件でございますが、所管の予算が現在三兆三千億円、そのうち約二兆六百億円が補助金と言われるものでございます。このうち、農林水産省の特徴といたしましては、法律に基づきます補助よりも、予算措置に基づきます補助が比較的多いといふのが特色になっております。

補助金 자체はやはり各般の政策上の必要性から出ておりまして、特に、農業基盤整備、農業構造改善事業あるいは御承知のような水田利用再編対策等、これらの奨励金等も含めまして、現在約二兆円の補助金になつておりますが、それぞれ戦後の過程をたどりましても、規模の拡大あるいは生産性の向上、価格の安定、農山漁村の生活環境の整備等、私どもとしては、それぞれ重要な役割りを果たしてきたものでありますし、現在もそういう評価を持っております。

ただ、私どもいたしまして、付言いたしますならば、これらの農林水産省関係の補助金には、從来から、総花的あるいは零細性とか各般の御批判のあることも事実でございまして、それらにつきましては、これまで統合メニュー化等の各般の努力をして、実態に適合するように努力いたし

てきておるものでございます。

○神田委員 ちょっと答弁の中で触れられておりましたが、農林水産省において、補助金あるいは行政機構、これらの方でそれを行管等との話し合いの中で合理化を図つてきているわけでありますが、それの実績はどういうふうになっていますか。

○渡邊(五)政府委員 補助金につきましては、すでにお答えいたしましたように、これまでも統合メニュー化なりあるいは補助から融資へというような切りかえ等の努力はいたしております。具体的には、五十四年の十二月の「行政改革計画の実施について」の閣議決定に基づきまして補助金の整理統合を図つてきておるところでございます。全体に本数の四分の一を減らすということで、五十四年度は千二百五十五件、五十六年度、現在要求しております予算におましても千百二十六件というふうに、補助金自体の本数を減らし、かつ統合等を図つてきておるわけでございます。

そのほか機構、定員等につきまして概略申し上げますと、定員削減等の機構の問題は、四十三年度から削減計画等がとられまして、農林省定員につきましては約三万人、全体で十万人から八万人台に現在きておりまして、二〇%近くの減りでございまして、各省で最も大きいものと考えておりまます。

地方出先機関につきましても、五十五年度までに食糧事務所の出張所を全廃いたしまして、統計情報事務所の出張所につきましても二百四十四を整理いたしました。付属機関としても、昨年国会でお諮りいただきましたように、生糸検査所を整理いたし、この間特殊法人についても五法人の廃止をいたしておられます。本年につきましても、ただいま御審議をいただいております両公團の場合、あるいは管林署について七カ所を整理する、定員につきましても從来の計画を上回る千七百六十五人の削減をする、こういう考え方で五十六年に臨んでおるわけでございます。

○神田委員 財政再建ということですから、行革

が大きな政治課題で、農林水産関係も避けて通るわけにはいかない、その点はよくわかるのであります。ですが、先ほど政務次官もおっしゃいましたように、日本の農業は非常に特殊な状況の中にある、行政機構としては、重要政策としては基本的な対応を迫られるわけですね。いま官房長は農省としては具体的にどういう基本姿勢でこれを対応していくのか、その方針をお聞かせいただきたいと思うであります。

○渡邊(五)政府委員 第二次臨調につきましてはいろいろ情報の連絡等はございますが、まだ方針としてのおおよその考え方について私ども承知はいたしておりません。先ほど政務次官がお答えになりましたように、昨年の自給力強化に関する決議あるいは昨年秋に出ました農政の基本方向に沿いまして、基本的に今後の農林水産業の発展のための必要な政策につきましては、私どもぜひこれを実現するよう最大限の努力をいたさなければならぬないと考えておりますが、なお、全体的な予算等の圧縮と申しますか、削減等があるという事態に至つておりますが、いまこの席でお答えすべき段階でございますが、いまこの席でお答えすべき段階に至つております。私どもとしては、先ほどの基本的な方向に沿いまして農政の充実強化が図られるようの方策を考えたいということで、目下鋭意努力をしておる段階でございます。

○神田委員 次に蚕糸絹業の振興につきましてお尋ねを申し上げます。

この法案とも関係がございますが、特に蚕糸の問題では、事業団在庫が十五万俵近くまで増大している。この過剰在庫をどういうふうに消化するかが大変大きな問題になつてきております。この点につきましてはどういうふうなお考えをお持ちでありますか。

○二瓶政府委員 ただいま先生からお話しございましたように、事業団の在庫はこの三月末で十四万八千俵に上っております。なお、この四月から

利用再編対策につきましては既定方針でぜひ進めでまいりたい、私どもこのように考えております。

○神田委員 遅かれ早かれ農林省の方としては基本的な対応を迫られるわけですね。いま官房長はいろいろ御答弁しておりますけれども、しかし出されることは間違いないであります。

そこで農林省としては、重要政策としてこれとこれでは守るのだ、こういう問題についてはやや検討して譲つていくこともやむを得ない、もうすでに内部でそういういろいろな検討がなされていますか。

○渡邊(五)政府委員 まさに御指摘のような点がございまして、御意見なりを反映しながら省内でもいろいろ検討はいたさなければならない段階でございますが、いまこの席でお答えすべき段階に至つております。私どもとしては、先ほどの基本的な方向に沿いまして農政の充実強化が図れるようの方策を考えたいということで、目下鋭意努力をしておる段階でございます。

○神田委員 次に蚕糸絹業の振興につきましてお尋ねを申し上げます。

この法案とも関係がございますが、特に蚕糸の問題では、事業団在庫が十五万俵近くまで増大している。この過剰在庫をどういうふうに消化するかが大変大きな問題になつてきております。この点につきましてはどういうふうなお考えをお持ちでありますか。

○二瓶政府委員 ただいま先生からお話しございましたように、事業団の在庫はこの三月末で十四万八千俵に上っております。なお、この四月から

在庫を放出していくくといふためには、何といまいと申しますが、需要増進対策をとつていくことがどうしても絹需給のバランスをとつていくことがどうしても基本でございます。

それではどういう形で需給バランスをとるのかということになりますと、これという一つの手だけの特効策はございません。一つは、やはり需給ということを考えますと、需要を伸ばす、そのためには需要増進対策を相当力こぶを入れてやらないちゃならぬ。それから供給の面になりますと、外部からの供給としては輸入があるのでござりますが、輸入調整対策、こういうものもその削減等に最大限の努力を払つていかなくちゃならないだろう。国内面の供給の問題になりますと、価格対策なり生産対策でいろいろ工夫を要するのではないかというふうなことで考えておりまして、逐次有効な手立てができるれば実行に移していく、そういうことで、有機的、総合的にこの絹需給の改善を図るという角度で物事を考えていますが、輸入調整対策としては輸入があるいは需要拡大のための方策をしているのか、さらに予算措置としてはどういうふうな形でこれが裏づけられているのかなかなか明らかでないので、これらについて、具体的にどういうふうな形でこの絹の需要拡大のための方策をしているのか、さらに予算措置としてはどういうふうな形でこれが裏づけられているのか、その辺はいかがですか。

○二瓶政府委員 絹需要拡大のための方策とその予算関係というお尋ねでございますが、まず絹の需要拡大のための方策をしているのか、さらに予算措置としてはどういうふうな形でこれが裏づけられているのか、その辺はいかがですか。それから一割が洋装部門というふうなことになつております。そこで、日本蚕糸事業団による助成事業というふうなことで、これを活用しまして需要増進対策をやつておるわけでございます。それから今後買い増しは進むものというふうに考えております。

そこで、これをどう処理するかということでおさいますが、やはり今後買い増しの進行をセーブする、その上でまた現在までに積み上がってきた

経緯からいたしまして、第二期に入りました水田

て、具体的には着物の着つけ指導など、これは和装需要の拡大というようなことでやつておりま
す。それから洋装関係等につきましては、特に新規用途開発研究事業というような角度で十二ほど
のテーマをとらえまして助成を展開いたしております
わけでございます。この十二の研究テーマの中で
も、たとえば絹とテトロンの交織編み物の試作研
究というような関係、あるいはシルク紡績系によ
る下着等の開発研究、いわゆるメリヤス製品のよ
うなものでござりますが、そういうようなもの
の試作等に対しましても助成等もやつておるとい
うようなことで、何とかこの需要を伸ばしていくた
めにいろいろなこといろいろ考えております。
もちろん別途通商産業省の方でもいろいろ検討は
しておられるわけでございます。

○神田委員 大臣もいまお聞きになつておられた
と思いますが、絹需要拡大のために官民で一緒に
なつていろいろやつてあると言われましても、そ
の内容はただいま御報告があつた程度のものでござ
いまして、これは額といいましてもその規模と
いいましても非常に不十分であるというように考
えております。これは生産者の問題でもあるし、
消費者の問題にもなるわけでありますから、この
絹需要拡大のためのもつとしつかりした体制とい
うもの、これをつくつていかなければならないと
いうふうに考えておりますが、大臣としましてど
ういうふうにお考えでございましょう。

○亀岡国務大臣 やはりこの生糸の需要を増大す
るということになりますと、長い伝統を持つてお
りますところの絹関係の流通機構、取引所を中心
にした流通機構、今日までの長い間に培われた仕
組み、これを無視していろいろなことを考えてみ
るということことで、ただいま局長から答弁を申し上
げましたように、生産者団体あるいは機屋関係、
さらには製糸、それから产地等にも呼びかけをい
たしまして、そうして絹のPRをする。また和装

物関係の着物の会、全国的な組織を持つそういういろいろな会を通じて絹の需要を拡大してまいりたいとおもふ前から根気強くこつこつとやつておるだけあります。

しかし、需要が停滞をしてなかなか思うとおり伸びないということで苦労をいたしておる。いろいろ新しい発想をしながら努力をいたしておる要増大ということがなかなか求められなくて苦労をしておるというのが現状でございます。しかし、これだけの危機情勢になつてしまいまして以上は、もう本当にいままで以上に馬力をかけて、政府としても各界各層の協力を得ながら、また行政指導の面を強化いたしまして、そして絹需要の拡大を図つてまいりたいということで努力をいたしておるところでございます。

○神田委員 この蚕糸絹業の抱えている問題の解決策のポイントは需要拡大しかないわけです。ですから、これは予算措置その他を含めてやはりもっと積極的に取り組んでいかなければならぬ緊急の事態だと思うのです。ですから来年度予算等におきまして、この絹需要拡大のための予算関係等も増額というふうな方向で、これはどうですか大臣、蚕糸問題では日本の一番権威者でありますかが、その辺のところも含めて、予算問題等についてこれはいま現在いろいろやっておる最中でありますから、ひとつその辺のところの考え方をお聞かせいただきたいと思うのであります。

○二瓶政府委員 五十七年度予算の要求の問題につきましては、まだ具体的な作業に入つております。ただ、従来一般会計予算においてこの需要におきましても予算計算をしておるということをございます。ただ、組織物とかそういう最終製品の姿になれば所管は通産省になるわけでございまして、幸い日本蚕糸事業團におきまして蚕糸業振興等のための助成事業というのがありますから、

一般会計の一面ではなかなかむずかしい向きがござりますが、そちらの助成事業というものを活用しまして助成をする。しかもその助成するものにつきましては、蚕糸業振興審議会に需要増進部会といふのがございまして、そういう部会の方、専門委員の方、むしろそういう方々にいろいろ知恵を出していただきまして、そういうものの上に乗つた姿で助成事業を展開している。役人だけが頭で考えた姿のものでは有効な手立てがございませんので、そういう面も十分考え方させていただきまして、むしろ官民一体的な角度でやつていくというようなやり方をやつてあるわけでござります。一般会計予算の問題につきましては検討はしてみますが、なかなかむずかしいのではないかというふうに感じます。

○亀岡国務大臣　ただいま局長から答弁申し上げたように、一般会計から絹需要拡大の予算を取るということは今日までも非常に困難ということであり、蚕糸事業団の内部の助成の一環として絹需要の増進という面についての予算化を今日までいたしてきておるところでござりますが、御指摘のような点もありますし、またことしも異常の年であるということにかんがみまして、その辺大いに積極的に検討をして、大蔵とも折衝をして来年度のためにできるだけの確保をするように努力をしていきたいと考えております。

○神田委員　大臣の前向きの御答弁をいただきましたが、この解決の最大のあれは需要拡大をどういうふうにしてやらせるかということになりますし、特にこういう緊急事態でありますので、その辺の積極的な検討ということをよろしくお願いをしたいと思つています。

それから通産省の方見えておられると思いますが、昨年のスペインの青竹の輸入貿易管理令等の違反容疑、この判定の見通しはどういうふうになつておるのでしょうか。またこれらの類似事故を発生させないための予防策及び違反の場合の処罰の迅速化等についてどういうふうなお考えをお持ちでありますか。

○末木 説明員 御指摘のスペインからの組織物の輸入の事件でございます。発生以来相当の時間がたっているのでどうしたかということだと思いますが、国内関係の調査はおおよそめどがついた段階でございますけれども、海外の調査がまだ終了しておりません。これは海外から入る情報はこれでおしまいだということになれば、その段階でいざれにしても結論を出すを得ないわけでございますが、きょう現在のところなお情報が入る期待が持てる状況でございますので、大分時間がたつてることは御指摘のとおりですが、私どもといたしましてはなお海外の調査をいましばらく続けて、しっかりとした事実に基づいて結論を出したいというふうに考えております。

それから第二点の、こういったことが今後また起きないようにどうするのだという点でございまが、私どもいまの段階ではこの問題が輸入管理の制度上の欠陥に原因があったとは必ずしも考えませんが、なお全体の調査を終了いたしました段階で、もし制度上の問題があればもちろんこれは改善していかなければなりませんし、それから実務執行上の問題ということでござりますれば、関係省庁と今後とも密接な連携のもとに、日々の仕事を通じて再発を防止したいと考えております。

処理の迅速化という第三点でございます。もちろんこのような事件が不正な行為であることが判明いたしました場合には迅速に処置をしなければならないと思いますが、ただいま申し上げましたような調査の状況でございますので、いましばらく時間をかけていただきたいと思っておるわけでございます。

○末木 説明員 この見通し、いましばらくと言つていますけれども、どうですか、もうちょっと督促して、いつごろまでに判断しますか。

も、一週間やそこらでというのは無理ではないか
という状況でございます。

うなことが伝えられて大変心配をしているわけであります。大臣、額の見通しについてはどんなふ

○神田委員 次に、五十六生糸年度の基準糸価等の問題で大臣も頭を痛めているところでであろうと

思うのであります。まだ未決定であります。これからの方針に至るまでのスケジュール、どんなふうな形でいつごろ決めるのか、また額等についてはどういうふうに考えておりますか。

委員長選席

○二瓶政府委員 五十六年生糸年度に適用いたしました基準糸価等の行政価格でございますが、例年三月末に決めるということでやつておつたわけでございますが、ことしの場合は先ほども申し上げましたような三月末十四万八千俵の事業団在庫とでございます。したがいまして相当慎重にこの価格を決定すべきであろうということで、今後の絹需給その他の一般経済の動向など、そういう面をよく見届けて決めたい。

低迷をいたしております。最近に至りますと先物が相当低落をしておるというような状況もございますが、この辺の実勢系価の動きもさらく見届けたい。それから事業団在庫の方でございますが、これも三万俵の買い入れ枠を設定いたしております。したがいまして、今後、この四月なり五月なりでまたどのくらい事業団に積み増しになってくるのか、その辺の動向も見たいというようなことで、慎重の上にも慎重に考え方適正に決定をしたいということでござります。六月から新生系年度が始まりますので、遅くとも五月末までには決定したいということでございます。

それから、基準系価の具体的な金額につきましてはいま引き続き検討をしておるところでございまして、まだ最終的にどういう線というところまで現段階ではいつております。

〔福島委員長代理退席、委員長着席〕
○神田委員・基準価額はまだ決定できないでいる
わけですが、一部には引き下げるというふ

うなことが伝えられて大変心配をしているわけでもあります。大臣、額の見通しについてはどんなふうに考えておられますか。

○亀岡國務大臣　いま二瓶局長から答弁申し上げましたように、今年は生糸をめぐる事情が非常に異常である。とにかく事業団にも十五万俵近い生糸を保留しているというこの一事をもつてしましても、六月になれば二国間協定も始まります、韓国、中国との二国間協定も行わなければなりません。そのときに果たしてどういう態度をとるべきか。できるだけ輸入を控えるという方針でやるにいたしましても、昨年は緊急事態であるから半分にしてください、こういうことで、本当に無理なことではありますが輸入を半分にいたしておるわけでありまして、実質的にはほとんど入れてない、こういうことをことしも続けることができるのかどうかというような問題等もやはり予想しなけれどなりません。

よくお考
い

が伝えられて大変心配をしているわけですが、大臣、類の見通しについてはどんなふうでございますか。

務大臣　いま二瓶局長から答弁申し上げるに、今年は生糸をめぐる事情が非常に悪化する。とにかく事業団にも十五万俵近く生糸をもつてしまっており、月になれば二国間協定も始まります、韓との二国間協定も行わなければなりません。ときに果たしてどういう態度をとるべきであるだけ輸入を控えるという方針でやるとしても、昨年は緊急事態であるから半分ださい、こういうことで、本当に無理なことがあります。が輸入を半分にいたしておるわまして、実質的にはほとんど入れてない、ことをことしも続けることができるのか、というような問題等もやはり予想しなければせん。

う事態並びに、これは神田先生なんかも思えただれればと思うのですけれども、大臣、類の見通しについてはどんなふうでございますか。

府の態度、生産に対するわれわれの態度といふものを全部忘れてしまったようなことはしてはいけないな、その締めだけは忘れずに取り組んでいただきたい、こんな気持ちであります。

○神田委員 なかなか微妙な御答弁ですが、取引所の問題は私どもの同僚も何回か御質問したりなんかして党内でも検討はしております。非常にむずかしい問題だと思っております。また、大臣のお言葉でありますから、基準価格の問題につきましては、ここまで決定が延びてゐるという一つの状況がありますが、これはひとつ方向に私どもとしては何とかして御努力をいただきたい、こういうふうにお願いをして、それ以上の御答弁は無理でございましょうから、次に移らしてもらいます。

この蚕糸問題で最後になりますが、養蚕農家がだんだん経営規模が拡大されきてまして、一戸の農家でも養蚕を主業としてやっていこうというところもふえてきたようであります。養蚕農家戸数は減つておりますけれども規模拡大は進んでいる

の強い養蚕經營というものを育て上げていくといふ努力が必要であろうと思つております。

五十六年度におきましては、今後とも養蚕の発展が期待される養蚕適地を対象にいたしまして、養蚕振興地域育成総合対策というような事業、これは十一億の予算規模で、中身といたしましては、經營基盤の整備なり、省力多収技術の導入なり、広域的生産流通施設の充実等を内容にした新規の事業でございますが、こういう事業を展開をする。そして蚕業改良普及事業という独自の普及組織も持つておりますので、その技術指導と相まちまして足腰の強い養蚕主産地を形成し、養蚕を主業とする農家経営というものの確立に努めていきたいというふうに考えておるわけでござります。

○神田委員　養蚕問題ですから、大臣の方からもう一言、振興策その他についてお聞かせいただきたいと思います。

○岡岡国務大臣　これは私どもが今まで養蚕振興ということで積極的な施策として進めてまいっておりますし、しかも転作目としての重要な

○二瓶政府委員 養蚕業は、先生御案内のとおり、農山村畑作地帯におきます農業経営上重要な作物の一つでございます。地域農業の振興等に非常に寄与しておるということでございます。
そういうことからいたしまして、従来から養蚕の機械化あるいは新技術の導入ということなどを通じまして、生産性の向上と養蚕經營の改善に努めてきたところでございます。先生からもお話をございましたように、養蚕農家戸数なり総面積は減少傾向にございますが、一戸当たりの面積なり収穫量という面で見ました経営規模の拡大は着実に進んでおるわけでございます。しかし、これで十分かと申しますとそうじゃございませんので、やはり海外からの輸入圧力もございますが、そういう面の内外価格差というのも相当ございますのうで、今後は生産性の向上というものを考え、足腰

一部分として取り扱いをしておるわけでござりますから、今後もできるだけの生産性の向上を図りながら養蚕振興というものを持つていきたい。

そうして私の基本的な考え方とするところは、日本が養蚕業をなくしてしまった際の日本の製糸、絹業界に及ぼす影響、というもののはまことに大きなものがござりまするし、しかも、日本の養蚕業がだめになつたということになりますると今度輸入生糸が非常に高騰をしてくるおそらく、こう考えるわけであります。日本で生産しておるのが約二十四、五万俵ですか、それから入ってくるのが十七、八万俵、四十万俵をちょっと超す需要をずっとと続けておつたわけであります。最近になつてその需要ががたんと落ちてはおりますけれども、それだけの需要がある。それに対して日本の二十数万俵という生産が全くくなつたとすれば、世界じゅうの生糸を集めても、なかなかこれ以上はもう日本の機屋さん、製糸屋さんを動かしていく。

くということができなくなる、ということになりますと大変高い生糸を買わされる、そういう事態が予想されるわけですから、そういうことをしてはいけない。

やはり日本も、養蚕関係の伝統産業といふものを持つといふことで、省力化養蚕あるいは品種改良等、いい桑をつくり、いい種をつくり、いい品種をつくって、いい繭をとつて農家の収入を上げていくという努力も片面で大いにやりながら養蚕農家の伸展を図っていく、この施策は積極的に進めていかざるを得ない、こういう考え方方が基本でございます。

○神田委員 次に、砂糖問題につきまして二、三御質問申し上げます。

昭和四十年代の後半以降わが国の砂糖の消費が停滞ないしは減退の傾向を示してゐる。最近になつて一層その減退傾向が顕著になつてきておりま

○渡邊(文)政府委員若干数字を踏まえて御答弁申し上げたいと思います。
ただいま御指摘のように、全般的には砂糖の消費量は年々増加の一途を辿っていますが、その原因は多岐に亘りますが、主なものは、(1)人口の増加によるもの、(2)生活水準の向上によるもの、(3)輸入砂糖の増加によるもの等です。しかし、この問題は、単なる砂糖の消費量の増加だけではなく、その構成比率の変化も重要な要素です。たとえば、砂糖の代用品としての甘味料の登場や、健康に対する意識の変化など、様々な要因が複雑に作用していると言えます。したがって、この問題を解決するためには、多角的な視点からの分析と、実効的な対策の立案が求められます。

費は機はないし減退傾向にござりますが、過去の経過を見てみると、いわゆる高度経済成長の時期におきましては、所得の向上に伴います食生活の高度化等々を背景にいたしまして、砂糖の消費は順調にふえてまいったわけでございます。四十九年に、オイルショックの前後でございますが、砂糖価格が大変高騰したことと時期を合わせまして減少に転じてまいりまして、ここ二、三年も横ばいなし微減の傾向を続けておるわけでございます。

これを全体の数字で申し上げますと、五十四砂糖年度について言えば、約二百八十七万トンの需要でございましたが、五十五砂糖年度につきましては、まだ数字は最終的ではございませんが、二百五十万トン前後になるのではないかと思つております。

ます。ただ、この原因といたしましては幾つかのことが挙げられるわけですが、特に五十四と五十五回との対比について申し上げますと、昨年大変な冷夏でございまして、夏場にたくさん売れます清

涼飲料の消費が大変減退をいたしまして、そのことが五十四対五十五の数字にあらわれているのではないかと思いますが、それ以外にも、一つには、よく言われます一般的な意味での甘味離れ傾向といふようなものがベースにあるのではないかとも思われます。それから、同じ糖分ではございまが砂糖ではございませんで、いわゆるデン粉からつくりました異性化糖というものの生産が数年前からふえてまいっておりまして、従来清涼飲料に向けられておりました砂糖にこれがかなり代替をしてきているとすることがこの一、二年頗著

になっております。こういうようなことがありますから、こま先生が御指摘となりました。

よう、一人当たりの消費量を見ましても、全体の傾向がそのまま反映しているわけでござりますが、四十八年ごろには一人当たり年間二十八キロぐらいまで行つたわけでございますが、その後漸減傾向でございまして、ごく最近では二十四キロ台になつております。

今後の見通しはどうかということでおざいます
が、今後の砂糖の消費を予測することはなかなか
むずかしいございます。一般的な話で大変恐縮
でございますが、ただいま申し上げましたように
砂糖の消費をめぐります環境条件がきわめて流動
的であるというようなこともございますが、私ど
もいたしますては、一人当たりの消費量とい
うのはもう大体底ではなかろうか、こういうことで
人口増、反面異性化糖の進出等を踏まえますと、
トータルとしては微増というような感じを持つて
おります。

○神田委員 砂糖離れの現象の一つとして砂糖の
健康への影響、これがいろいろ問題になつてお
りまして、砂糖を使つてないあるいは砂糖の使用量
を落としている、そういうことを売り物にした清

涼飲料やお菓子が大変多く出回っているわけですが、民間の研究機関であります農政研究センターの五十五年版の食料白書の中でも砂糖のとり過ぎを警告しているということもございまして、健康

問題と砂糖が同時に論じられて砂糖離れに拍車をかけている、こういうふうな感じがするのであります。政府の方としてはどういう御認識で、またどういうふうな対処の方針を持っておられますか。

○渡邊(文)政府委員 最近、国民の食生活に対します関心が非常に高まってきたということを背景といたしまして、たとえばカルシウムをたくさんとるとか、塩分あるいは脂肪等につきましてはなるべく抑えた方がいいのではないかとか、幾つかの食品につきまして各方面からいろいろな御指摘

かございます。砂糖につきましても同様な御指摘がございまして、栄養面あるいは医学の側面からいろいろなことが言われておるわけでございま

ただいま先生が御指摘の食料白書でも、一つの医学的な立場からの砂糖につきましての見解が述べられておるわけでございますが、日本人の食生活全体は非常に理想的な状態になつてゐる、いわゆる脂肪、たん白、でん粉のバランスも非常にいい

いということではあるけれども、幾つかの食品について問題がある、こういう中で砂糖について取り上げられているわけでございます。絶対量の二十数キロの使用量が多い、量的な問題というよりもむしろ、若い時代に砂糖をたくさんとり過ぎると将来いわゆる老人病的な意味で原因になるのではないかという視点での見方になつておるのが一つ特徴的だと思います。それからもう一つは、從来いろいろな問題があるということで使用が禁止あるいは規制されております人工甘味料は、使うことの害よりも使用することの益といいますか、使用することについてでもう一つの見方があるのではないかというような指摘になつておるわけでござります。

した場合に、先ほどの食料白書でも言われておりますように、PFCの摂取バランスが非常によくとれておりますし、こういうバランスのとれた食事の中でも日本人の年間一人当たりの消費量が二十

四キロ台といふことでございますが、欧米の一人当たりの消費量が四十ないし四十八キロといふことでございまして、それに比べますと日本人の砂糖の摂取量は五割ないし六割程度ということであり下回つておる。また、そのことだけが原因であるかどうかは別といたしまして、食料白書でも将来心臓病とか糖尿病の原因になるのではないかというような趣旨の指摘をしておりますが、データ的には日本人の心臓病とか糖尿病による死亡率は欧米と比較しますと非常に低いという事実も別途あるわけでございます。

それからもう一つの視点から言いますと、日本人のとつております砂糖の消費量をカロリーで計算をしてみますと、日本人は一日で全糖で大体二

一千五百カロリーとつておりますが、先ほどの二十四キロ台ということでござりますとそのうちの約一割、三百七、八十カロリー程度というふうにも思われますので、このことにつきましては私も、学問的に非常にはつきりした見解が出ているわけではございませんが、全体のバランスからいきま

して現在の消費量が特に多いというふうには考え
ておらないわけでございます。加えて、先ほど申
しましたように、一人当たりの消費量がここ数年
減る傾向にもあるという点も申し上げたいと思
います。
それから別途、これはまたよく言われることで
ございますが、砂糖といいますものは食生活を豊
かにするとあるいはゆとりあるものにするとい
う意味での評価もあるわけでございまして、栄養
だけの視点で、いろいろ御議論があることも大事
なことだとは思います、そのことだけで右だ左
だというふうにきめつけることにつきましても若
干の問題があるのでないかというふうに考えて
おります。

が、これは健康の問題ですから、特に結論が出ているということでもないのでいろいろむづかしい面を持つてゐると思います。

いずれにしましても、消費が減退傾向にあるといふことが精糖業界そのものにも非常に大きな影響を持つてきているわけでありますから、その辯のところをよく考えまして、精糖業界、輸入精製糖の場合も過剰設備等を抱えて非常に苦労しているわけであります。これらの問題についてはどうぞ

ういうふうなお考え方を持っているのか、過剰設備等の問題は構造改善、いろいろやられておりますけれども、関係者の中には雇用不安等の問題を大変心配をしている面もありますから、これらに置いて政府は業界に対して今後どういう指導をしていくのか、あるいはどういうふうな支援策を講じていくのか。

また、特例法の延長問題が時間的に当然問題に上がってくるわけがありますが、これらの取り扱いについてはどういうふうな考え方を持つていて、か。簡単で結構ですから。

○渡邊(文)政府委員 精製糖企業をめぐる厳しい情勢につきましては先生よく御理解いただいていると思います。

現在精製糖企業では、いわゆる構造改善といいますか、体质改善ということに取り組んでおるわけでございますが、昨年の春に精糖工業会としましても一つの目標を定めまして、現在自主的に各企業ごとあるいは商社グループ系列ごとにいろいろ努力をしているところでございます。私どももいたしましては今後とも、各精糖企業の財務体质あるいは設備削減を含みます業界全体の体质強化ということにつきましての努力を評価し、できるだけその前進につきましての指導、応援を行つていただきたいと思っております。

御指摘の雇用問題でございますが、五十二年になつたてております。その中でも関係者の雇用の不安につながりやすいようによく指導するようにといふことが指摘されてございまして、私どもそれを

念頭に置いていままでもやつてきたわけでござりますが、たとえば特例法施行後に行われましたある会社の工場閉鎖の例を見ましても、閉鎖に当た

りまして従業員の方と十分話し合いを行い、その閉鎖された工場の従業員につきましても、その会社の他の工場への配置転換とか関係の子会社に対する就職あっせん等によりまして、特に問題のないようにおさまっているというふうに理解をしておるわけでござります。

それからもう二つの特例法の問題でございま
すが、これは現在の糖安法、糖価安定制度におきま
しては、御承知のように輸入の自由化を前提と
して、国内の各企業の自由な競争の中で輸入糖の
売買を通じ、あるいは国産糖の価格支持を通じま
して、一定の幅の中に国内糖価を安定させていく
ということであるわけでござります。現実にはただ
いま御指摘のように、企業の過剰設備を背景と
いたしました過当競争というふうなことで、しば
しば糖価が低落することがあるわけでございま
す。

一方特例法自体は、五十二年に国際糖価が非常
に下落をいたしました際に、そのときまでに、五
年間の約束で日蒙で、民間で非常に高い水準での

長期の契約糖がございまして、国内精糖企業が非常に疲弊したということで、その契約いたしました砂糖を引き取ることができないということで大変な国際問題になつたわけでございます。そのことを背景に臨時応急の措置としまして数量規制的因素を持ちます特例法をつくったわけでございまします。したがいまして、特例法はあくまでも臨時特例ということでござりますし、この措置を糖価安定制度の中自体に組み込むということはなかなかなじみがたいのではないかというのが現在におきます私どもの認識でございます。

しかし、いすれにしましても糖価の安定を期することが大事なことでござりますし、そのためには業界の体質改善によります、業界全体として適正な価格の実現を図るような体質についていくと、いうことが基本だらうと思いまますので、そういう

意味におきましての体質改善につきましての指導につきましては、今後とも努めてまいりたいといふふうに考えております。

○神田委員 大臣はこの特例法の問題をどんなふうにお考えでござりますか、延長問題。

○亀岡国務大臣 この砂糖の問題は非常にむずかしい情勢にあるわけでございます。過剰設備といつたような、そういう中で国産製糖といわゆる輸入糖との関係をどう持っていくかというようなこ

とによりまして、業界としてもいまいろいろと権利改善等をやつて努力をしているわけでござります。
特例法につきましてはにだいま局長から答弁申し上げましたような線で対処してまいりたい、こう考えております。

に向けてどういうふうな対応を、どういう決意を持つてこれに対応していくのか、その点の御見解をいただきまして質問を終わりたいと思います。

○鶴岡国務大臣 財界、産業界の方は経済合理性を追求してみんな成功された方々が指導的役割りについておることは厳然たる事実ですね。私は常日ごろ申し上げておりますとおり、農林水産業といふものはおでんとうさま相手、そして投下した資本も労力も全部ゼロになるなんというようなことは農林水産業以外にないわけですね。そういう特質を十分理解をしていかなければならぬ。したがって、おでんとうさま相手ですから、経済効率の上からいってもあるいは社会的な立場から見て、も自然的な立場から見ても、非常に不安定な要素を持ったのが農業という産業である。これに意欲を持って、そして物を生産していく、無から有を

生じていくことをやるのが農業であつて、やはり経済合理性だけで判断すればあるいは過保護に見える面もあるかもしません。

しかし私は、昨日申し上げましたように、とにかく日本の農業といふものは、戦後主権在民という制度を進めて初めて農民のといふか、国民の農業といふものになつたような気がするのですね。したがつて歴史的に見ましても、土地要件の整備一つを見ましても、農業としては基礎条件が、環

塙が先進国に比へれば非常におくれてゐる。これから農業というものが国際競争の場に乗り出しつて、そしてたくましい日本農業を建設しようといふうにして、国会の適切な決議等あるいは立法措置等によってそういう環境ができたばかりのところにもってきて、あれも過保護これも過保護といふう経済合理性一辺倒でやられたのではないかせんぞといふことを、私は閑議でもたびたび申し上げてきておりますし、今度の臨調関係の方にもできるだけ耳に入るよう物を申しておるつもりでございます。

ああいう経済の指導的立場に立たれる方は、經濟合理性一辺倒で農業というものを見るわけでもありませんでしようし、土光さん自身も農業を自

分でもおやりになつて、物をつくる臺ひといふことを御理解になつておられるようですから、その辺はそう筋の通らないことはおやりにならぬだろうな、私はこんなふうに見ております。しかし、これはどういうあれが出てくるのかわかりませんから、それには農林省は農林省としての正しい農業の実態といふものを積極的に P.R. をするといふことはこれからも続けてまいりたい、こう思います。

○神田委員 終わります。

○田邊委員長 この際、午後三時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後三時四十三分開議

10 of 10

○田邊委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。寺前巖君。

○寺前委員 最初に、両事業団の合併によって新しい事業団ができる。先ほどからいろいろございましたが、両事業団で働いている人たちの賃金とか労働諸条件の問題がこれに伴って起ります。不利益にならないようについてうことを皆さん非常に関心をお持ちであるわけです。

ところが労働組合法の十七条を見ると、こう書いてあります。「一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関するものと、当該労働協約が適用されるものとする。」という条項があります。すなわち、四分の三以上の労働者との労働協約が片一方である、小さい労働協約の方は同じ事業場ということになるときにはつぶされてしまう、こういう法文だと思ふのです。それから基準法を見ましても、六法を見るといふことが基準局の通達として、二十三年四月五日に出ているのです。労働組合が二つある場合は過半数を占めるものが協定締結権を有するというのであるのです。⁽¹⁾

要するに労働条件について、事前にそれぞれの大きな数を持つ組合が結んでおったとしても、それは同一事業場になつた場合にはつぶされますよということになるわけです。非常に不安な問題をもたらす要因というのはここにあるわけです。これをめぐつての判例はいろいろ起っています。

そこで私は、現実に執行していく、これから新しくできる事業団に対する管轄を持たれる農水省としては、大きな数を持つ労働組合と小さい数の労働組合とが統一して、それ事前に結んでおつて、労働条件の約束事に対して不利益にならぬように、労働組合法なり基準法があつたとして

も、しゃくし定規にそのようにはしません、不利益にならないよう十分尊重するよう指導しています」ということが言ひ切れるのかどうか。御回答いただきたいと思います。

○二瓶政府委員ただいま例示を挙げられまして、労働条件等につきまして不利益にならぬよう指導するのかというお尋ねでございます。

そこで、労働組合法の十七条の関係の規定等につきましては、先生先ほど読み上げられたよう

に、労働組合法では「一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受ける」場合について規定しておるわけでございますが、現状から見ますと、この「一の工場事業場」ということで見ますと、それぞれ個々の事業場で見るというのが一般的なようでございます。したがいまして、本部の職員あるいは事務所といいますか、そちらの職員のようでございます。したがってさつき局関係の職員が四分の三以上を占めているというところはないわけでございます。さらに、現段階においてはやつていくのだ、尊重していくよう指導するのだというふうにおっしゃることを私は尊重してこの質問を終わりたいと思いますが、もしも私の提起していることに異論がございましたら御答弁いただいたらありがたいのですが、いいですか。

○二瓶政府委員特に異論はございません。先ほど申し上げましたような答弁の線で今後も指導の問題につきましては両事業団間の労働条件の本化をどうするかという問題でございまして、単に職員が多い少ないということではなく、十分効率的で話し合いをして解決していくべき問題であるうというふうに考えております。したがいまして、労使間で十分話し合いをしていただくというふうに極力指導してまいりたいというふうに考えております。

現在蚕糸事業団は三部一室として二事務所を持つております。三部一室であるのに六人の常勤役員、だから一つの部に対しても担当常勤理事が一人という関係になつてゐる。そんなに常勤役員といふのは置いておかなければならぬものなのだろうか。ここに私は民間との明らかな違いがあるようと思うのです。そこには天下りボストを設けているじゃないかという批判が出てくるわけです。いま内閣として行政改革の全面的な取り組みをやるのだという方針をお出しになつておる、このとき農水省としてみずからこの行政改革の一つの問題として、役員のボストが多過ぎるではないかという問題について、具体的にそういうふうに改善をしなければならぬと私は思うのですが、いかがなものでしょうか。

つしゃつたし、私はそれを期待したいと思います。ただ、法律ができますと法律自身がひとり歩きをいたしますから、現に組合が片方はやつとできただところで労働協約はないおつしゃつても、あれは現実に一つの事業所でいまの二つがおらないう現実だからといって、将来それが一つの事業所の中に入るという可能性はないわけじゃないですね。必ずそういうこともあり得るわけです。また、合理的にいろいろやっていく場合にはそういうことは起こり得る問題ですから、そのとくに法律がひとり歩きしますから、やはりこういう法的問題というのはきちんととしておかなければなりません。それを参考とされてこそ、この問題について、あすにでも労働協約が結ばれるかどうかわかりませんから、したがつてさつき局長がおつしゃつたように、こういう法律があろうとも不利益にならないよう前に結んだあれについてはやつていくのだ、尊重していくよう指導するのだというふうにおっしゃることを私は尊重してこの質問を終わりたいと思いますが、もしも私の提起していることに異論がございましたら御答弁いただいたらありがたいのですが、いいですか。

○二瓶政府委員特に異論はございません。先ほど申し上げましたような答弁の線で今後も指導の問題につきましては両事業団間の労働条件の本化をどうするかという問題でございまして、単に職員が多い少ないということではなく、十分効率的で話し合いをして解決していくべき問題であるうというふうに考えております。したがいまして、労使間で十分話し合いをしていただくというふうに極力指導してまいりたいというふうに考えております。

現在蚕糸事業団は三部一室として二事務所を持つております。三部一室であるのに六人の常勤役員、だから一つの部に対しても担当常勤理事が一人といふのは置いておかなければならぬものなのだろうか。ここに私は民間との明らかな違いがあるようと思うのです。そこには天下りボストを設けているじゃないかという批判が出てくるわけです。いま内閣として行政改革の全面的な取り組みをやるのだという方針をお出しになつておる、このとき農水省としてみずからこの行政改革の一つの問題として、役員のボストが多過ぎるではないかという問題について、具体的にそういうふうに改善をしなければならぬと私は思うのですが、いかがなものでしょうか。

私はいま蚕糸の話をしましたが、糖価の方について言つたならば、糖価の方にしても部の数はそんなにないのですね。総務部、輸入部、国内産部、部の数は何ぼありませんね。あとは所長さんでありますよ。部の数は、国内産部、輸入部、総務部、そんなんものだと思いますよ。部が非常に少ないのに常勤の理事さんの数が非常に多い。私はどう考えたってこれは再検討を要する常勤役員の数だと思うのです。細部の話はまた御検討いただくとして、大臣としてこの問題についてどういうふうにお考へになっているのかをこの際聞いておきたいと思うのです。

○二瓶政府委員 特殊法人の場合の理事の常勤役員の数と内部組織の部等の数というような面での比較といいますか、部の数が少ないからどうといふようなことは必ずしもないのじゃないか。たとえば職員との絡みでながめて見ました場合にも、特殊法人にさまざまございます新事業団百二十七名ということになりますけれども、それに對して九人という角度のものになります。こういう面につきましてはよその事業団でもいろいろございます。したがいまして、一概にこれは言えないのでなかろうかというふうに思つております。

○寺前委員 私どもいたしましては、新事業団の発足に当たりましては御提示申し上げている線が一番妥当、こういうことで御審議をちょうだいいたしておりますのでござります。したがいまして、将来いろいろ事情等の変化等も考慮すれば、検討ということもあり得るというふうに考へるわけでございます。

○龜岡國務大臣 私どもいたしましては、新事業団の発足に当たりましては御提示申し上げている線が一番妥当、こういうことで御審議をちょうだいいたしておるわけでござります。したがいまして、将来いろいろ事情等の変化等も考慮すれば、検討ということもあり得るというふうに考へるわけでございます。

○寺前委員 それで私はそのポストの数が多いといただ、新事業団という角度で私たちが見てみました際には、從来それぞれ兩事業団におきまして非常に重要な役割りといいますか事業をやっておりまして、今後新事業団ということで從来の業務をそのまま引き継いで業務を効率的に展開していくといっためには、先ほど申し上げましたように常勤役員の数は三名ほど減りますけれども、この減った姿のものをさらに切り下げるといふことは困難でなかろうかというふうに現段階においては考えておるわけでございます。

○寺前委員 私は、これは大臣にちょっと検討しておつたけれども、内部から登用される前は農水省のお偉いお方だ。蚕糸事業団六つの常勤のポス

トのうちで四つまでが農水省の出身で占められておられる。結局、内部登用だと先ほどおっしゃつた方が行つておられるとかあるいはまた園芸局におられた方が理事さんになつておられるところが、監事に園芸局の蚕業課長だった方が行つておなりになるのでしよう。現在で言うと農蚕園芸について言うと、功成り名遂げた方が理事長になると、横浜の所長は農水省だけれども、神戸の事務所長だけが内部登用、民間だ、こうなつた。いわゆる一等級というのです。蚕糸事業団について言うと、三部一室二事務所長です。そこで三部長はどうかというと、みんな農水省と大蔵省のポスト。企画室長もまたそうだ。それから事務所長を見ると、横浜の所長は農水省だけれども、神戸の事務所長だけが内部登用、民間だ、こうなつた。いわゆる一等級というのです。蚕糸事業団の関係がその次に出てくるのですね。蚕糸事業団は、検討といふこともあり得るというふうに考へるわけでございます。

○龜岡國務大臣 特殊法人並びに政府関係機関は、役所としての特色と民間の特色を十二分に發揮させようということでスタートしたものと心得ております。したがいまして、本来であれば、その特殊法人なり事業団の任務に共鳴をして、そしてそこで働くことなどで入つた方が、だんだん勉強をして、やがては役員になつていくといふことが私は普通の常識的なあらうと思いませんが、蚕糸事業団もあるいは糖価安定事業団も設立されてからまだ十数年ということでございますので、上級役員に就任するまでの訓練も受けておられない、こういうふうにいまのところは見ざるを得ない。一方理事長あるいは理事等の諸君は、やはり相当該博な知識を持ち、その事業団の仕事の内容についても十分な経験と抱負等を持つた人を選任せしめるということをいたしておるわけでござります。したがつて、年々その事業団並びに法人に入社して育つていく人がだんだん管理職につき、役員になつていくといふ方向に行くことが望ましいと私も考えております。

○寺前委員 私は大臣にぜひとも、できてからまだ十数年なんだからといふことで見ていただきたくないと思うのです。なぜかと言ふと、事業団出発のときにはやり責任ある機構として人を集めたと思うのです。ゼロから出発した姿じゃないのです。現に糖価安定事業団を見るところの十何年の間にすでに五十歳代の方が六人おられこれから糖価安定事業団の方を見ましても、糖

さいますが、海外からの供給面につきましては、こういう厳しい情勢でござりますので、中国、韓国を初めといたしまして、またこの五十六年度の二国間交渉もいずれ始まりますが、極力これの輸入の圧縮といいますか、そういう面の努力もしていきたいと思つております。さらに国内供給の面につきましても、これは価格政策の問題もあるうかと思いますし、あるいは生産対策の面もあろうかと私は思いますが、この面につきましても極力知恵をしぼって、需給均衡に資する方向で物は考えていくべきではないかと考えておるわけでござります。

ら値打ちのある実需者売り渡しの糸にはならぬことになってしまふと思うのです。少なくとも何らかの形で、特例を設けてでもこの実需者分は渡すようになれば、私は不思議な心地がする。信を一層広げることになると思うのですが、いかがなものでしよう。

うな環境条件を早くつくり上げていくということに努力すべきではなかろうか、かように考えておられるわけでございます。

○寺前委員 通産省お見えでございますか。――

日本絹人織織物工業組合連合会から、四月十日に要望書が出ていたと思うのです。五項目の要望が出ていますが、市場の相場がうんと下がる条件というのが、農水省が千円下げるらしいという話が伝わった瞬間からすでに急速に広がっています。したがって、そこから取引の停滞が生まれます。私の京都の丹後地方では、今度は休機という話の段階まで来ています。非常に大きな損失を受け始

産地と、関係しておる府県とよく連絡をとりまして、融資制度の機動的な運用を図りましてその辺の問題を解決したい、こういうふうに考えております。

産地と、関係しておる府県とよく連絡をとりまして、融資制度の機動的な運用を図りましてその辺の問題を解決したい、こういうふうに考えております。

○寺前委員 一般的に低利だというだけでは、低利にもいろいろ限界がありますので、本当に超低利を願いたいというのが、この要望書の中にも二・六%という数字を出してまで指摘をしているわけであります。本当に深刻にこの事態に対処されるよう要望をして、もうこの話は時間の都合もありますから終わりたいと思います。

最後に、大蔵省お見えですか。——糖価安定事

業団と関係する問題として、砂糖消費税について
聞きたいと思うのです。これは一体いつから、ど
ういう目的で課税されて今日あるのか、まず御説
明をいただきたいと思います。

○寺前委員 砂糖消費税は明治三十四年に創設されておりました。創設の趣旨は、甘味としてのいわば嗜好品、そういう性格に着目をいたしまして課税されたということをございます。

り、明治三十七、八年は日露戦争であり、そして今日、ずっと日本の時代が経てきたわけでありますが、そういう富国強兵の、戦争の時代です。そういう時代に歳入を増加させるためにその手段として、いろいろぜいたくだという言い方をしながら

ら国民の世論をつくって、かけてきた税金だらうと思うのです。現在一キログラム当たり十六円、年間五百億円からの税となつて国庫に入っているわけです。

そこで、大蔵省にお聞きしますが、嗜好品だと

○大山説明員 嗜好品ということで課税をいたしか。
いうことで税金をかけてきたのですが、い
までも砂糖というのは嗜好品であって、ぜいたく
的な存在なんだというふうにお考えなのかどう

ているものが消費税の中に幾つかございます。具体的にはお酒でございますとか、たばこでござい

ているものが消費税の中に幾つかございます。具体的にはお酒でございますとか、たばこでござい

ます。もう一つは、物品税の中に清涼飲料、コーヒー、ココア、炭酸飲料といったものが課税対象となっています。

砂糖につきましても、確かに家庭で調味用に使った面もございますけれども、その消費の実態を見てみると、大体八割ぐらいが業務用で、お菓子でございますとかあるいはかん詰めでござりますとか、そういう面に使われておりますし、また家庭用に使われますものの中にも、コーヒー、紅茶に用いられるとかいったような部分もかなりあると思われます。そういう意味におきまして、まだ嗜好品としての性格は失われていないと考え、課税対象としているところでござります。

○寺前委員 農水大臣にお聞きをしたいと思うのです。

嗜好品だというふうに砂糖を位置づけておられるのですが、たとえば砂糖の価格安定等に関する法律を見ますと、輸入糖や国内糖の価格調整を行つてあるわけですが、その目的に「砂糖の価格の安定を図る」そして「農業所得の確保と国民生活の安定に寄与する」とまで目的が書かれているわけです。そういう砂糖を嗜好品だといって広く消費者に消費税をかけておくやり方というのは、明治時代のことならばいざ知らず、もうこれだけ歴史がたつてある今日、依然としてそのような扱いをしていておかしく思われないでしょうか。食生活にとって欠くことのできないものとして位置づけるべきではないだろうか、御意見を聞きたいと思います。

○亀岡国務大臣 まあ砂糖は大体嗜好品というふうに私は考えておりますね。それですから、私なんかどつちかというと最近砂糖は余り、砂糖をとるとどうも体の調子がよくないうような感じも、やはり糖尿の気があるものですからね。そういう意味において、最近砂糖の輸入なんかの面もぐっと少なくなってきたおるし、消費の面も非常に少なくなってきたおる。そういう面では国民は健康的にも砂糖というもの適切に、自分の健康

管理を考えながら用いている方が多くなってきているのじゃないか。

そういう意味から、やはり消費税をかけるというものがございまして、ブドウ糖をつくつてあります過程で、化学の進歩の一つとして異性化糖にまで発展してきたというのが経過でござります。

○寺前委員 それは、一面的に砂糖を見るのはいけないと私は思うのです。とり過ぎになるようなことはいいことではないことは当然です。それは何事においてもそういう性格です。

現在、清涼飲料の分野に異性化糖がずいぶん拡大をしてきています。一方、国内糖の分野については、これまた北海道などにおいて転作として広がつてきています。だけれども、市場全体から言ふと、異性化糖の存在が日本の甘味資源の中において伸びてきているということは否定のできない事実です。そういうことから考えると、地域の産業を守っていく、国内糖の保護のために、この異性化糖の問題はどう取り扱っていくか、軽視することのできない重要な問題だと私は思うのです。

そこで、国内糖を含めて砂糖の需要分野の中に異性化糖がふえてきているということを考えると、片方は消費税がかかっている、片方はかかるといふいう扱いになつてきている、これは全体として、甘味資源の分野として調整をする必要があるのじゃないだろうか。そしてまた、せつかりならないといふいう扱いになつてきているとすると、ならば、調整のあり方をどうするかということはあるのじゃないだろうか。そしてまた、せつかりならないといふいう扱いになつてきているとすると、ならば、調整のあり方をどうするかということはあるのじゃないだろうか。そしてまた、せつかりならないといふいう扱いになつてきているとすると、

○田邊委員長 この際、本案に対し、松沢後昭君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党の共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出され出しておりますのは事実でございます。

方、経過的に見ますと、国内産の芋でん粉の消化を促進するという意味で、ほかにもう一つブドウ糖というものがございまして、ブドウ糖をつくつております過程で、化学の進歩の一つとして異性化糖にまで発展してきたというのが経過でござります。

ブドウ糖につきましては砂糖にかかるおります消費税をかけないというのは、コストその他の関係からいきまして、国内産芋でん粉の円滑な消化を図るために砂糖との間に価格差を置きませんとブドウ糖が消化できないという事実がございまして、從来そういう扱いをしておつたわけでございますが、その後、数年前から異性化糖が徐々にではございますがふえてまいってきている事実がございます。今までの御質問でもお

答え申しましたが、砂糖行政全体としましては、中長期的な問題として全体の整合性のある行政を行ふためには、今後の一つの検討課題であろうと、いうふうに思つておるわけでございます。

○寺前委員 終わります。

○田邊委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○田邊委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕
○田邊委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田邊委員長 この際、本案に対し、松沢後昭君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党の共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出され出しておりますのは事実でございます。

提出者からその趣旨の説明を求めます。松沢俊昭君。

○松沢委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党を代表して、蚕糸砂糖類価格安定事業團法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

蚕糸砂糖類価格安定事業團法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たつては、蚕糸砂糖類価格安定事業團の円滑な運営に資するとともに、同事業團を通じる蚕糸、砂糖類の価格安定対策が一層実効あるものとなるよう配意しつつ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

記

一 新事業團の発足に当たつては、従来両事業團の果たしてきた機能が損われることのないよう業務の的確かつ効率的な運営に努めること。

二 兩事業團の合併に当たつては、職員の継続雇用を確保するとともに、その給与等の勤務条件については不利益を生ずることのないよう十分に配意し、円滑な移行に努めること。

また、内部人材の登用を含め適材適所による人員配置を行うこと。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じてすでに各位の十分御承知のところと想いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
〔賛成者起立〕
○田邊委員長 起立総員。よって、本動議のごと

く附帯決議を付することに決しました。この際、ただいまの附帯決議に関し、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。亀岡農林水産大臣。

○亀岡國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の趣旨を尊重いたしまして十分検討の上、善処するよう努めてまいりたいと存じます。

○田邊委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田邊委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田邊委員長 次に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたしました。亀岡農林水産大臣。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○亀岡國務大臣 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金の給付を行うことにより、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に資することを目的と/orするものであります。

その実施状況を見ますと、昭和五十五年末現在で、加入者数は約百八万人となる一方、年金受給権者数は十七万一千人に達しております。年金額につきましては、農業所得の推移と国民年金等の給付改善の内容を勘案して、昭和五十六年七月分から、經營移譲年金の額を保険料納付済み期間一月につき三千五百七十五円に、ただし、六十五歳以後は三百五十八円に引き上げるとともに、農業者老齢年金の額を保険料納付済み期間一月につき八百九十五円に引き上げることとしておりまます。また、脱退一時金及び死亡一時金につきましても引き上げを行うこととしております。

第二に、保険料の改定であります。今回の財政再計算の結果によりますと、保険料については、年金財政の健全性の確保の観点から、相当な引き上げを必要とするのであります。農家負担の急激な増大を考慮いたしまして、昭和五十七年一月から十二月末までの保険料の額は五千百円とし、以後毎年四百円ずつ段階的に引き上げることとしております。なお、昭和五十八年一月以後の保険料につきましては、年金額の物価スライド措置が行われた場合には、その措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額とすることとしております。

また、保険料の額は、昭和六十二年一月以後においては、法律で定めるところにより段階的に引き上げられることとしております。

さらに、農業後継者の育成確保に資することを目的とするものであります。

期待される後継者につきましては、引き続き、一般的の加入者の場合と比べて保険料を三割程度軽減することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いたさりますようお願い申し上げます。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いたしました次第であります。

本法律案の内容は、次のとおりであります。

第一は、給付水準の引き上げであります。年金額につきましては、農業所得の推移と国民年金等の給付改善の内容を勘案して、昭和五十六年七月分から、經營移譲年金の額を保険料納付済み期間一月につき三千五百七十五円に、ただし、六十五歳以後は三百五十八円に引き上げるとともに、農業者老齢年金の額を保険料納付済み期間一月につき八百九十五円に引き上げることとしておりまます。また、脱退一時金及び死亡一時金につきましても引き上げを行うこととしております。

第二に、保険料の改定であります。今回の財政再計算の結果によりますと、保険料については、年金財政の健全性の確保の観点から、相当な引き上げを必要とするのであります。農家負担の急激な増大を考慮いたしまして、昭和五十七年一月から十二月末までの保険料の額は五千百円とし、以後毎年四百円ずつ段階的に引き上げることとしております。なお、昭和五十八年一月以後の保険料につきましては、年金額の物価スライド措置が行われた場合には、その措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額とすることとしております。

また、保険料の額は、昭和六十二年一月以後においては、法律で定めるところにより段階的に引き上げられることとしております。

さらに、農業後継者の育成確保に資することを目的とするものであります。

期待される後継者につきましては、引き続き、一般的の加入者の場合と比べて保険料を三割程度軽減することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いたしました次第であります。

本法律案の内容は、次のとおりであります。

第一は、給付水準の引き上げであります。年金額につきましては、農業所得の推移と国民年金等の給付改善の内容を勘案して、昭和五十六年七月分から、經營移譲年金の額を保険料納付済み期間一月につき三千五百七十五円に、ただし、六十五歳以後は三百五十八円に引き上げるとともに、農業者老齢年金の額を保険料納付済み期間一月につき八百九十五円に引き上げることとしておりまます。また、脱退一時金及び死亡一時金につきましても引き上げを行うこととしております。

第二に、保険料の改定であります。今回の財政再計算の結果によりますと、保険料については、年金財政の健全性の確保の観点から、相当な引き上げを必要とするのであります。農家負担の急激な増大を考慮いたしまして、昭和五十七年一月から十二月末までの保険料の額は五千百円とし、以後毎年四百円ずつ段階的に引き上げることとしております。なお、昭和五十八年一月以後の保険料につきましては、年金額の物価スライド措置が行われた場合には、その措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額とすることとしております。

また、保険料の額は、昭和六十二年一月以後においては、法律で定めるところにより段階的に引き上げられることとしております。

さらに、農業後継者の育成確保に資することを目的とするものであります。

期待される後継者につきましては、引き続き、一般的の加入者の場合と比べて保険料を三割程度軽減することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いたしました次第であります。

本法律案の内容は、次のとおりであります。

第一は、給付水準の引き上げであります。年金額につきましては、農業所得の推移と国民年金等の給付改善の内容を勘案して、昭和五十六年七月分から、經營移譲年金の額を保険料納付済み期間一月につき三千五百七十五円に、ただし、六十五歳以後は三百五十八円に引き上げるとともに、農業者老齢年金の額を保険料納付済み期間一月につき八百九十五円に引き上げることとしておりまます。また、脱退一時金及び死亡一時金につきましても引き上げを行うこととしております。

第二に、保険料の改定であります。今回の財政再計算の結果によりますと、保険料については、年金財政の健全性の確保の観点から、相当な引き上げを必要とするのであります。農家負担の急激な増大を考慮いたしまして、昭和五十七年一月から十二月末までの保険料の額は五千百円とし、以後毎年四百円ずつ段階的に引き上げることとしております。なお、昭和五十八年一月以後の保険料につきましては、年金額の物価スライド措置が行われた場合には、その措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額とすることとしております。

また、保険料の額は、昭和六十二年一月以後においては、法律で定めるところにより段階的に引き上げられることとしております。

さらに、農業後継者の育成確保に資することを目的とするものであります。

た、そういう加入者のうちから經營移譲について実行を行い、そのための年金を受けたという方の数は五十五年十二月末現在で十七万一千四百二十人という人数に上っておりまます。

この經營移譲を受けた後継者の平均年齢を見てみますと三十・七歳、これは当然のことではございますが、親が六十歳から六十五歳の間に經營移譲をする、その若返り方はおむね半分以下の平均年齢になっているというよなことで、相当程度の若返りがこの段階で実現しているわけでございます。

それから第三者移譲の効果でございますが、これは全体についての調査というのございませんが、五十五年の十月ないし十二月に裁定を受けた六百四十件につきまして、經營移譲を受けた者についてその經營面積、これを見ますと、譲り受け前は平均一・四七ヘクタールであったものが譲り受け後は二・〇八ヘクタールに達しておるというよなことで、かなりな規模拡大が実現しておるわけでございます。

大臣からも申し上げましたように、經營階層の若返り、それから規模拡大という点についてはそれなりの効果を果たしているというふうに見られるとわざいます。

○北口委員 それでは次に、今回の改正案の内容に関連いたしましてお尋ねをしたいと思います。

今度の法律の改正は、いわゆる五年に一度の財政再計算というよなことで、保険の単価と保険料の見直し、これをやるということになっておるようございます。確かにこの農業者年金基金の問題も、資料を見てまいりますと、五十一年の制度改正でいわゆる使用収益権の設定を認めていたいたわけでございますが、これが非常に反響が多いといいう希望者がたくさん出てまいつたわけでございます。したがって經營移譲の譲渡率と申しますか、そういう率も、当初は四割程度だったのが現在もう八割程度に高まってきたおるというこ

れは、この運営上基金の確保が大変むずかしいのだと、そういうその事情は確かにそうありますし、また決してそれがわからぬわけでもないわけでございます。

ただ、先ほど申しましたように、農業がもうちよつと景気がいいときでありますと、こんな保険料あたりにそんな神経質にならないわけでありますが、御承知のようにそういう点では農家からすれば、もらえる年金額はなるべく大きい方がよろしい、一方また支払う保険料は、こういうよな農産物の価格の非常な低迷等からでありますと、なかなか引き受けなければならぬということになるわざですが、ただこの内容の中で給付額の引き上げ率というのがあるわけですけれども、それに比べて保険料の方の引き上げ幅、こちらの方が比率が高いままして特に大きいのじやないか。もらうよりも掛ける方のペーセンテージが大きいというのが、どうしても中身の中から強く感じられてくるわけでございますが、この辺の事情についてひとつお聞かせいただきたいと思うわけであります。

○鶴岡國務大臣 いま北口委員の御質問の中にありました御趣旨、私も全く同感でございまして、今回の五年ごとの見直しに当たりましても、やはりこの年金法の趣旨にかんがみまして、給付はできるだけよく、しかし掛金の方はできるだけ少なくできるものならと、そういう気持ちで財政当局とも折衝をいたしました。しかるところ、御承知のように年金設計の長期的な観点に立ちますと、年金財政のことも十分考えてまいりますと、年金財政の水準は早い機会に引き上げておきたいという希望はあります。農家の負担を考えまして、その激的な増大を緩和するとして調整をしておきたいと思います。

○北口委員 その点はもう少しいろいろ質疑したいと思ひますけれども、私のほかにそれぞれまたベテランの質問もあると思いますから、次に移らせていただきたいと思います。

この制度が発足して十年目を迎えたわけです。五十五年から支給開始の經營移譲年金の受給者も、先ほど提案理由の中にありましたように、一

だとうその事情は確かにそうありますし、また決してそれがわからぬわけでもないわけでございます。

ただ、先ほど申しましたように、農業がもうちよつと景気がいいときでありますと、こんな保険料あたりにそんな神経質にならないわけでありますが、御承知のようにそういう点では農家からすれば、もらえる年金額はなるべく大きい方がよろしい、一方また支払う保険料は、こういうよな農産物の価格の非常な低迷等からでありますと、なかなか引き受けなければならぬということになるわざですが、ただこの内容の中で給付額の引き上げ率というのがあるわけですけれども、それに比べて保険料の方の引き上げ幅、こちらの方が比率が高いままして特に大きいのじやないか。もらうよりも掛ける方のペーセンテージが大きいというのが、どうしても中身の中から強く感じられてくるわけでございますが、この辺の事情についてひとつお聞かせいただきたいと思うわけであります。

○鶴岡國務大臣 いま北口委員の御質問の中にありました御趣旨、私も全く同感でございまして、今回の五年ごとの見直しに当たりましても、やはりこの年金法の趣旨にかんがみまして、給付はできるだけよく、しかし掛金の方はできるだけ少なくできるものならと、そういう気持ちで財政当局とも折衝をいたしました。しかるところ、御承知のように年金設計の長期的な観点に立ちますと、年金財政のことも十分考えてまいりますと、年金財政の水準は早い機会に引き上げておきたいという希望はあります。農家の負担を考えまして、その激的な増大を緩和するとして調整をしておきたいと思います。

○北口委員 その点はもう少しいろいろ質疑したいと思ひますけれども、私のほかにそれぞれまたベテランの質問もあると思いますから、次に移らせていただきたいと思います。

この制度が発足して十年目を迎えたわけです。五十五年から支給開始の經營移譲年金の受給者も、先ほど提案理由の中にありましたように、一

ございまして、事務的な御説明が必要であれば局長の方から説明を申し上げたいと思います。○杉山(克)政府委員 いま大臣が御答弁申し上げましたことを計画的に申し上げますと、今回の給付水準の引き上げは、従来の財政再計算においても同様でございましたが、まず第一に厚生年金の給付に見合う水準を目標とするということを考えたわけでございます。それから国民年金とのバランスを考える。それから農業者年金自体の財政事

情、物価上昇率の見通し、こういふものを総合的

に勘案いたしまして、年金単価につきましては十五年度に比べまして八・七%の引き上げを行うこととしたものでございます。

保険料の方でございますが、農業者年金の財政が先ほど来お話を出ておりますようにきわめて厳しい状況にある、機械的に計算をいたしますと、必要な平准保険料、この額は計算上八千五百

六十七円ということになりますして、五十五年現在の保険料額の四千百六十円の二倍を上回る水準となるのでございます。

しかし、今日の農家所得の状況その他農業を取り巻く情勢等を考えますと、年金財政の長期的観

点からはでけるだけ保険料の水準は早い機会に引き上げておきたいという希望はありますが、農家の負担を考えまして、その激的な増大を緩和するとして調整をしておきたいと思います。

○北口委員 その点はもう少しいろいろ質疑したいと思ひますけれども、私のほかにそれぞれまたベテランの質問もあると思いますから、次に移らせていただきたいと思います。

この制度が発足して十年目を迎えたわけです。五十五年から支給開始の經營移譲年金の受給者も、先ほど提案理由の中にありましたように、一

月現在十七万五千人に達したと言われたわけでございますが、さらにまた本年二月からいわゆる六十五歳の農業者の老齢年金の支給も始まっています。そういうことです。そういう点からいきますと、この農業者年金もぼつぼつ仕上げの段階を迎えたのですが、いろいろ資料を見てまいりますと、申しますが、これからよいよ年金としての装いを一応そろえてきたというふうに思うわけでございますが、いろいろ資料を見てまいりますと、どうしても見落としてはならぬ大きな問題が一つあるわけなんです。

というのは、現在まだ未加入者が約三十万人近くいると言われておるわけですね。特にこの制度の長期的、安定的運営を図るというよなこれらとの年金制度の基本的な性格から申して、実は若い人の加入が非常に少ないわけでして、これは今後の年金運営に非常に大きな問題を投げかけておるのじやないかと思うわけなんです。この前ちょっと資料を見させてもらいましても、加入者は百十一万という総計は出ているわけですが、二十歳から二十四歳はまだわずか〇・二%なんですね。そして二十五歳から二十九歳にしたつて一・四%，さらにまた三十代に上がってみましても、前半の三十四歳までが三・六%という統計が出ているわけですね。いわゆる三十九歳までもまだ一〇%以上がらぬで六・三%ということがあります。そうかといって、四十代からはだんだん上がって、その上がる率も非常に高いわけでありまして、四十代が一三%としたときに五十代になると二八%とか、そういうふうに非常に急加速度的にちようだいする人たちはたくさんふえていくけれども、掛けていく大事なお客さんはそっぽを向いてなかなか寄りつかぬと言うところは語弊がありますけれども、その辺のことはこれから運営上考えていかなければならぬ大きな問題だと思つておるわけです。

そこで、今度政府の方でもいろいろお考えをいただいて、この制度の中で特に保険料の割引といふ若い人たちに対する、三十五歳までの皆さんに対する呼びかけ、呼び水と申しますか、そういう

のようなことで推進をしていこうという、これは専門的なことを言いますと学割り制度というのですか、この学割りをここで考え出すということになりましたとして、その対象となる後継者の範囲を広げるという前向きの措置をとられておるというふうなことを聞いておるわけでございますが、そういう学割りといふ非常にいい制度は、これからもさぞや年齢の枠を含めて拡大していくということは大変大事なことだと私は思つておるわけですが、さいますけれども、この辺の今後の考え方についてもひとつお聞かせいただきたいと思います。

○杉山(克)政府委員 農業者年金の加入状況でございますが、加入資格を有しながらまだ未加入の方が三十万人程度おいでであるというようなことが、それから年齢別の加入状況を見ると特に若年層の加入率が低いという事実、これは先生御指摘のとおりでございます。

るだけ促進する、そのためにはやはり農業に魅力があるだけが持てるような農政全体の対策ということが基本的には必要かと存じますが、年金制度の立場からもできるだけその趣旨を徹底させる、この制度があつてそれなりのメリットが大きいということを理解していくことが必要であろうというふうに考えております。そのため、特に若年層を対象とした各種の対策を講ずるわけでございますが、その中でも先生御自身がおっしゃられましたいわゆる学割り、三十五歳以下の若い人に対する保険料割引の制度がございますが、これをできるだけ拡大してまいりたいということで、今回の改正におきましても、この点についての改善、要件の緩和というようなことを著えておるわけでござります。

従来、この保険料軽減措置を適用する要件のうち、親と子が一緒に年金に加入していないくてはならない、いわゆるペア加入ということを要件の一つに現在しておるわけでございます。しかし、親が年金に加入していくなくても後継者が三十五歳未満の若い農業者であつて、しかも将来にわたって

農業を継続したいという強い意思をお持ちなられば、そして年金に加入したいという方であるならば、将来の農業経営の担い手として評価できるというふうに考えるわけでございます。また将来にわたって農業を行うことを前提に加入する者であるならば、保険料軽減の対象となるものについて、親が加入している、していないということでお差をつけるのはどうも適当ではないのではないかということで、私も今回はこのペア加入要件というのを外しまして、後継者割引の制度に、いわゆる学割りの制度に乗りやすいように制度改革を図るということにいたしておるわけでございます。そのほか、若い方々が入りやすくなるようなPRその他の方針を今後も十分考えてまいりたいと考えております。

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日ににおける保険料納付済期間	三年以上	四年未満	四年以上	五年未満	五年以上	六年未満
七年未満	六年以上	七年未満	七年未満	六年未満	五年以上	四年以上
別表(第五十六条関係)						

別表(第五十六条関係)

心して働いていただけるための制度でございますので、これに参加していただくために、農林水産省としては従来以上に業務委託費等の増額を図つて、そして積極的に勧誘を推し進めてまいりたいと思います。

○田邊委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

↓↑

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法の一部を改正する法律
農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
第四十四条中「一千六百円」を「三千五百七十五円」に、「二百六十円」を「三百五十八円」に改める。
第四十八条中「六百五十円」を「八百九十五円」に改める。

第五十二条中「一千六百円」を「三千五百七十五円」に、「二百六十円」を「三百五十八円」に改める。

附則第十条の三第一項第一号中「農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十六号）附則第三条第二項」を「農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十七年度以後において、厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に改めること。

別表を次のように改める。

心して働いていただけるための制度でございますので、これに参加していただくために、農林水産省としては従来以上に業務委託費等の増額を図って、そして積極的に勧説を推し進めてまいりたいと思います。

○田邊委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

定にかかわらず、次のとおりとする。

一 昭和五十七年一月から同年十二月までの月
一分の保険料の額にあつては、一月につき五千
百円

二 昭和五十八年一月以後の月分の保険料の額にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の中欄に掲げる

昭和五十八年一月から同年十二月までの月分	五千五百円	昭和五十七年度
昭和五十九年一月から同年十二月までの月分	五千九百円	昭和五十八年度
昭和六十一年一月から同年十二月までの月分	六千三百円	昭和五十九年度
昭和六十一年一月以後の月分	六千七百円	昭和六十一年度

農業者年金基金法（以下「法」という。）第二十三条第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて三十歳未満であることその

他の政令で定める要件に該当しているものが基
金に申し出た場合（農業者年金基金法の一部を
改正する法律（昭和五十一年法律第五十六号）附
則第三条第二項の政令で定める要件に該当して
いる者がこの法律の施行前に同項の規定により
申し出た場合を含む。）におけるその申出をした
日の属する月からその者が三十五歳に達する日
の属する月の前月までの月分のその者に係る保
月分の項（前項の規定により読み替えて適用さ
れる場合を含む。）に掲げる保険料の額は、昭和
六十二年一月以後においては、その額が法第六
十五条第三項の基準に適合するに至るまでの
間、同条第五項の規定にかかるらず、法律で定
めることにより段階的に引き上げられるもの
とする。

（脱退一時金及び死亡一時金の額の特例）

第三条 昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、この法律による改正後の農業者年金基金法（以下「新法」という。）第五十六条の規定にかかるらず、次に掲げる額を合算した額とする。

つた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く。)の額についての前項の規定の適用については、

同項第一号中「五千百円」とあるのは「三千六百四十円」と、同項第二号の表中「五千五百円」とあるのは「三千九百二十円」と、「五千九百円」と

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、昭和五十七年一月一日から

施行する。ただし、第四十四条、第四十八条、第五十二条及び附則第十条の二の改正規定並び

基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それ
ぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九
年十二月までの被保険者期間に係る保険料納
付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除
して得た数を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についてのこの法律による
改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げ
る区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げ
る額に、昭和五十年一月から昭和五十六年十
二月までの被保険者期間に係る保険料納付済
期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して
得た数を乗じて得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての新法別表の上欄
に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄
に掲げる額に、昭和五十七年一月以後の被保
険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基
礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて
得た額に相当する額

2 新法第三十五条の規定は、前項の規定により
算定される脱退一時金及び死亡一時金に係る受
給権を裁定する場合について準用する。
(経過措置)

第四条 昭和五十六年六月以前の月分の年金たる
給付の額については、なお従前の例による。

第五条 新法附則第十条の三第一項の規定は、昭
和五十七年一月以後の月分の保険料に係る国庫
補助について適用し、同月前月分の保険料に
係る国庫補助については、なお従前の例によ
る。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一
部改正)

第六条 農業者年金基金法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第六十号)の一部を次のよう
に改正する。
附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、農業

者年金事業について、年金給付の改善を図ると
もに、保険料の額を改定する等の必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。こ

昭和五十六年五月一日印刷

昭和五十六年五月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D